

西川玉壺

伊藤鑄治編

日本
神典
かな
古事記

興辰商會發行

266

366

特 61

56

西川玉壺 閱
伊藤鑄治 編

日本
神典
かな
古事記

興辰商會發行

明治

44. 8. 4

古事記序

臣安萬呂言ス夫混元既ニ凝リ氣象未ダ效レズ名モ無ク
 爲モ無シ誰カ其形ヲ知ラム然レモ乾坤初メテ分ルト
 キ參神造化ノ首ト作り陰陽斯ニ開クルトキニ靈群品ノ祖
 ト爲リ給ヘリ所以ニ幽顯ニ出入シテ日月日ヲ洗フニ彰ハレ海
 水ニ浮沈シテ神祇身ヲ滌グニ呈ハレ給ヒキ故太素ノ杳冥ナレ
 凡本教ニ因リテ土ヲ孕ミ島ヲ産ミタマヒシ時ヲ識リ元始
 ノ綿邈タレモ先聖ニ頼リテ神ヲ生ミ人ヲ立テタマヒシ世
 ヲ察ニセリ寔ニ知ル鏡ヲ懸ケ珠ヲ吐キテ百王相續ギ劍ヲ

喫^クヒ、蛇^{ヘビ}ヲ切^キリテ、以^{モッ}テ萬^{マン}神^{ジン}蕃^{ハン}息^{ソク}セルコトヲ、安^{ヤス}河^{カハ}ニ議^カリテ
 天^{アメ}下^{ノシタ}ヲ平^{タヒラ}ゲ、小^{チホマ}濱^{アゲツラ}ニ論^{ラン}ヒテ國^{コク}土^ドヲ清^{キヨ}メキ、是^{コト}ヲ以^{モッ}テ番^{ハン}仁^ニ岐^ギ
 命^{ミコト}初^{ハジ}メテ高^{タカ}千^{チホノ}嶺^{タケ}ニ降^{ノゾ}リタマヒ、神^{カムヤマトノ}倭^{スメラミ}天^{コト}皇^{アキツ}、秋^{アキ}津^ツ島^{シマ}ニ經^{ケイ}歷^{レキ}
 シタマヒヌ、化^{クワ}熊^{クマ}爪^{ツメ}ヲ出^{イダ}シ、天^{テン}劍^{ケン}ヲ高^{タカ}倉^{クラ}ニ獲^エ、生^{セイ}尾^ビ徑^{コミチ}ヲ遮^{サヘ}リ、太^{タイ}鳥^ウ
 吉^{ヨシ}野^ノニ導^{ミチビ}ケリ、儼^{マヒ}ヲ列^{ツラ}ネテ賊^{アタ}ヲ攘^{ハラ}ヒ、歌^{ウタ}ヲ聞^{キキ}テ仇^{アタ}ヲ伏^{フク}シキ、即^{スナハ}チ
 夢^{ユメ}ニ覺^{サト}リテ神^{ジン}祇^ギヲ敬^{ウヤマ}ヒタマフ、所以^{コノユエニ}賢^{ケン}后^{コウ}ト稱^{シヨウ}ス、煙^{ケツリ}ヲ望^{ノゾ}ミ、
 テ、黎^{レイ}元^{ゲン}ヲ撫^ナデタマフ、今^{イマ}ニ聖^{セイ}帝^{テイ}ト傳^{ツタ}フ、境^{サカヒ}ヲ定^{サダ}メ、邦^{クニ}ヲ開^{ヒラ}キ
 テ、近^{チカ}淡^{タン}海^エニ制^{セイ}シタマヒ、姓^{カバネ}ヲ正^{タダ}シ、氏^{ウヂ}ヲ撰^{エラ}ビテ、遠^{トホツ}飛^ツ鳥^{アスカ}ニ軌^キ
 シタマフ、步^ホ驟^{シュウ}各^{オノ}異^{コト}ニ、文^{ブン}質^{シツ}同^{オナ}ジカラズト雖^{イヘド}モ、古^コヲ稽^{カムガ}ヘテ
 以^{モッ}テ風^{フウ}猷^{イウ}ヲ既^{スチ}ニ類^{スダ}レタルニ繩^{タビ}シ、今^{イマ}ヲ照^{テラ}シテ以^{モッ}テ典^{テン}教^{キョウ}ヲ

絶^タエムト欲^スルニ補^{オキナ}ハズトイフコト、莫^ナシ飛^{アスカノ}鳥^{キヨミ}清^{ハラノ}原^{ホオミヤ}大^{オホ}宮^{ミヤ}
 大^{オホ}八^{ヤシ}洲^{マケニシロシメ}御^ミシ、天^{スメラ}皇^{ミコト}ノ御^ミ世^ヨニ暨^{オヨ}ビテ、潜^{センリ}龍^{リョウ}元^{ゲン}ヲ體^{タイ}シ、洊^{ソノ}雷^{ライ}翻^フ
 ニ應^{アウ}ズ、夢^{ユメ}歌^カヲ聞^キキテ業^{クワ}ヲ纂^{ツガ}ムコトヲ想^{オモ}ヒ、夜^{ヨル}水^{ノミツ}ニ投^{イダ}リ
 テ、基^{モト}ヲ承^ウケムコトヲ知^シシメス、然^{シカ}レドモ天^{テン}時^{ノトキ}未^イダ臻^{イダ}ラズ
 南^{ナン}山^{サン}ニ蟬^{セミ}ノゴトク、蛻^セケタマヒ、人^{ジン}事^{ジトモ}共^{トモ}ニ洽^{アハホ}クシテ、東^{トウ}國^{コク}ニ
 虎^{トラ}ノ如^{ゴト}ク歩^{アユ}ミタマヒキ、皇^{クワウ}輿^ヨ忽^{タチマ}チ駕^ガシテ、山^{サン}川^{セン}ヲ凌^コエ渡^{ワタ}リ、
 六^{リク}師^シ雷^{イカツチ}ノゴトク震^{フレ}ヒ、三^{サン}軍^{グン}電^{イナヅマ}ノゴトク逝^ユク、杖^{フヤウ}矛^{ボウ}威^ウヲ舉^ナゲ
 テ、猛^{マウ}士^シ烟^{ケムリ}ノゴトク起^{オコ}リ、絳^{カウ}旗^キ兵^{ヘイ}ヲ耀^{カサヤカ}シテ、凶^{キヨウ}徒^ト瓦^{カハラ}ノゴトク
 解^{クダ}ケツ未^イダ浹^{カラン}辰^{シン}ヲ移^{ウツ}サズシテ、氣^キ沴^{シノ}自^{ソノ}ラ清^{キヨ}マリヌ、乃^{スナハ}チ牛^{ウシ}
 ヲ放^{ハナ}チ馬^{ウマ}ヲ息^{イコ}ヘテ、愷^{ガイ}悌^{タイ}シテ華^{クワ}夏^カニ歸^{カヘ}リ、旌^{ハタ}ヲ卷^マキ戈^ゴヲ戮^{ロク}

メ、フ御詠シテ都邑ニ停トリタマフ、トシ歲大梁ニ次ヤリ、ツキ月夾鍾ニア蹶
キヨリテ、清原大宮ニシテ、昇ノリテ天位ニ即ツキタマフ、ミチ道軒后ニ
ス軼ギ、トク德周王ニ跨コエタマフ、ケン乾符ヲ握ニリテ、リク六合ヲ摠スベ、テン天統
エヲ得テ、ハツ八荒ヲ包カネ、ニ氣ノ正タシキニ乘ジテ、ゴ五行ノ序
トヲ齊トヘタマフ、シ神理ヲ設ツテ、モツ以テ、ソク俗ヲ獎スメ、エイ英風ヲ敷シキテ
クニ國ヲ弘ヒメタマフ、シカ重加智海カ浩濬トシテ、フカ潭ク上古ヲ探サリ、
シン心鏡煒煌トシテ、ア明ニ先代ヲ觀ミタマフ、コ是ニ於オテ、テン天皇ヲ紹
リシタマハク、チ朕聞ク諸家ノ賈モル所ノ帝紀、オヨ及ビ本辭、ス既ハ
ヘイ正實ニ違タヒ、オホ多ク虚偽ヲ加クフト、イマ今ノ時ニ當アリテ、シツ其ノ失シヲ
アラ改メズバ、イ未ダ幾バクノ年ヲ經ヘズシテ、ソ其ノ旨滅ホビ欲ムト

ス斯レ乃チ邦家ノ經緯、コウ王化ノ鴻基焉、コト故惟帝紀ヲ撰錄シ、
キウ舊辭ヲ討覈シテ、イ僞ヲ削クリ、マ實ヲ定サメ、コウ後葉ニ流ツヘント欲ホス
トトノリタマフ、ト時ニ舍人有リ姓ハ稗田名ハ阿禮、年ハ是レ二
ジ十八、人ト爲リ、ソク聰明ニシテ、目ニ度ラレバ、口ニ誦ミ、耳ニ拂レ
バ心ニ勒ス、即チ阿禮ニ勅語シテ、帝皇ノ日繼及ビ先代ノ
キウ舊辭ヲ誦ミ、習ハシム、然レドモ運移リ世異リテ、未ダ其ノ
コト事ヲ行ハザリ矣、伏シテ惟フニ、皇帝陛下、一ヲ得テ、光宅シ
サニ通ジテ、亨育シタマフ、紫宸ニ御シテ、德馬蹄ノ極ムル
ト所ニ蒙リ、玄扈ニ坐シテ、化船頭ノ逮ブ所ヲ照シタマフ、日
ウ浮ビテ、暉ヲ重ネ、雲散リテ、烟ニ非ズ、柯ヲ連ネ、穗ヲ并スノ

瑞史書スコトヲ絶タズ、烽ヲ列テ譯ヲ重ヌルノ貢府ニ空シ
 キ月無シ、名文命ヨリモ高ク、徳天乙ニモ冠レリト謂ヒツ
 可シ於焉舊辭ノ誤リ忤ヘルヲ惜ミ、先紀ノ謬リ錯レルヲ
 正サムトシテ、和銅四年九月十八日ヲ以テ、臣安萬侶ニ詔
 シテ、稗田阿禮ガ誦ム所ノ勅語ノ舊辭ヲ撰録シテ、以テ獻
 上セヨトノタマヘリ、謹ミテ詔旨ニ隨ヒ、子細ニ採リ撫フ、然
 ルニ上古ノ時、言意竝ニ朴ニシテ、文ヲ敷キ句ヲ構フルコ
 ト、字ニ於テ即チ難シ、己ニ訓ニ因リテ述ベタル者ハ、詞心ニ
 逮ハズ、全ク音ヲ以テ連ヌレバ、事ノ趣更ニ長シ、是ヲ以テ
 今或ハ一句ノ中、音訓ヲ交ヘ用ヒ、或ハ一事ノ内、全ク訓ヲ

以テ録セリ、即チ辭ノ理見エ可キハ、註ヲ以テ明シ、意況解リ
 易キハ、更ニ註セズ、亦姓ノ日下ヲ玖沙訶ト謂ヒ、名ノ帶ノ
 字ヲ多羅斯ト謂フ、此ノ如キノ類本ニ隨ヒテ改メズ、大抵
 記ス所ハ、天地ノ開闢ヨリ始メテ、小治田ノ御世ニ訖ブ、故
 天ノ御中主、神ヨリ以下、日子波限建、建、草葺不合、尊ヨリ以前
 ヲ上ツ卷ト爲シ、神倭伊波禮、毘古、天皇ヨリ以下、品陀ノ御世
 ヨリ以前ヲ中ツ卷ト爲シ、大雀ノ皇帝ヨリ以下、小治田ノ大宮ヨ
 リ以前ヲ下ツ卷ト爲シ、并セテ三卷ヲ録シ、謹ミテ獻上ス、臣
 安萬侶、誠惶誠恐頓首頓首、

和銅五年正月二十八日正五位上勳五等太朝臣安萬侶謹上

かな古事記發行の要旨

日本古典論に曰く。我が古典は尋常一様單純なる歴史あならず、我が祖宗の神聖なる必要に依て歴史の美化され、理想化され、經典乃至法律化され、以て我が日本民族の開闢したる、大八洲帝國万世無窮の寶典たらしめられしものなり、之に依て我が國民は現に世界無比の國體を保持し、神代より今日に至るまで儼然として獨立帝國の稜威を毀損せられず、万世一系の皇統を奉戴して、以て民族的血液の之と共に永遠無窮なるを表示し、時に應じて世界の有ゆる智識學術制度實力を吸収消化して其の運用を沮滯せらるゝこと無きものは、誠に

我が古典の純美絶大なる光輝と感化とに職由すと、然り、誠に然り、明治維新の鴻業は實に之に據つて大成を得たり、爾來文物駸々たる長足の大進歩は又實に之あるに依らざるは無し、邦を東洋に建つるものは大なるは清國、印度、小なるは安南、緬甸、暹羅等の如き大半既に亡國の遺民と爲り、否らざるも半亡瀕死に泣くものは何が爲ぞ、彼らも亦各其の古典有せざるにあらず、唯其實質に於て遠く我が日本古典の光彩奕々天地を照破するものは比較すべくもあらざればなり、日新文明の事業に於て特り然るのみならず、我が同胞が一たび干戈を執て劍光彈雨霹靂修羅の際に立つに當つても、一戦して清國を破り、再戦して萬國聯合軍を指導し鼓行北京に入

り、三戦して強大畏るべき露國と抗行し百戦百捷戦局を光榮の裏に收むるを得たるもの、是又一に萬邦に冠絶せる我が古典の光彩威靈大感化にあらざるはなし、而今我が日本民族將來無窮の光榮福祉は實に我が古典の明暗消長に是れ繚らんとす、古事記は、我が國古典中最古の書にして、又實に最簡明の文字。洵に國家唯一の寶典なり。我國民たる者、能く此の書に通達して、我が建國の本源を窺知し、以て各自踴躍して其本分を盡さずんば、以て我が帝國をして天壤無窮に世界に光被し、萬邦に雄飛するの大威力を扶植し、同胞五千万人共に太平を樂しむこと能はざらんすとす。

故に我が國民たる者、古昔より掛卷くもあやに畏てく言はましくもゆ
ゝしけれども、久方の

天照坐皇大御神アマテラスオホミカミを家毎に奉祭せると共に、至誠敬虔
以て神威を尊崇し

朝に夕に此書を拜誦敬讀せざるべからず、由來其の文、古雅にして
解し難さの嘆ありと雖も、苟くも至誠篤敬、以て之を讀み千唱万過、
敢て怠らずんば何の通せざる所かあらん、今茲に皇典講究所發行の
校定古事記に基き、之を假名讀みとして西川玉壺先生の校閲を経て、
刊行し、是を大方に提供する所以なり。

明治四十四年七月

伊藤 躋治 識

日本神典かな古事記

目次

天地の初發	一頁
二神淤能基呂島に天降ます	四
二神の嚴正婚儀	五
大八島の生成	八
海の神	一〇
河海に因れる八神	一一
風、木、山野の神	一二
山野に因れる神	一三
火神及び金山の神、母神の神避	一四
火の神を斬り給ふ血より諸神の生成	一六

火神の頭より諸神の生成
 黄泉國訪問と人類の生死問題
 人口増殖率の宣言石神の稜威
 日向の橘の小門の行幸
 禍津日神と直日神
 三柱の貴子に高天原夜の食國海原しらせ
 と事依す
 速須佐之男命哭いさちる
 須佐之男命の上天
 天安河に宇氣比の靈異
 男御子女御子の御詔別
 速須佐之男命の勝佐備
 天の石屋戸に隠れ給ひ高天原暗し

一八
 一九
 二二
 二三
 二五
 二七
 二八
 三〇
 三一
 三四
 三六
 三八

速須佐之男命の神夜良比と農の神
 八俣遠呂知切散と草那藝之太刀
 須賀の宮作りと八雲立の歌
 速須佐之男命の神裔
 大國主神の名あり
 大國主神と稻葉の素菟
 八十神の敵抗
 根國大神の峻烈なる試練
 根國大神の御事依
 八千矛神の妻問の歌
 須世理比賣命の宇伎由比宇那賀計理
 大國主社の兒神等と出雲神系
 少名毘古那神

四一
 四二
 四六
 四七
 四九
 四九
 五三
 五五
 五五
 五九
 六〇
 六五
 七一
 七三

二神の國作り堅め
 海を光して依來の神
 大年神の御系圖
 長五百秋の水穗國の事依し
 天之善比神三年復言奏さず
 天若日子八年復言奏さず
 雉名鳴女と天の佐具賣
 天若日子が喪屋作り
 建御雷神の天祖の嚴命を宣す
 事代主神の歸順
 建御名方神の反抗
 出雲國避及び杵築の宮作
 天孫降臨

七四
 七五
 七六
 七八
 七九
 八〇
 八一
 八四
 八六
 八八
 八九
 九一
 九三

三種の神器
 高千穂のくじふるたけ
 猿女の君と呼ぶ
 海鼠の口を拆く
 木之花佐久夜毘賣命妻問
 石の常堅と木茶の阿摩比
 三柱の兒神火中に生れます
 海佐知山佐知及び佐知易へ
 鹽椎の神
 綿津見神の宮
 豊玉毘賣
 豊玉毘賣と結婚
 火遠理命の懐郷

九六
 九七
 九八
 一〇〇
 一〇一
 一〇二
 一〇三
 一〇五
 一〇六
 一〇七
 一〇八
 一一〇
 一一一

海魚の召集
 鹽盈珠と鹽乾珠
 一尋のわに佐比持神
 兄命の順服
 豐玉毘賣命御子産
 歌の贈答
 鵜葺草葺不合命

以上

一一三
 一一三
 一一四
 一一五
 一一六
 一一八
 一一九

古事記



天地の初産の時高天原に成りませる神の名は
 天之御中主神 次に
 高御産巢日神 次に
 神産巢日神

此の三柱の神は、竝獨神成り坐して身を隠したまひき、次に國稚く浮脂の如くして、久羅下那洲多陀用幣琉時に、葦牙の如萌え騰る物に因りて成りませる神の名は

宇麻志阿斯訶備比古遲神 次に
天之常立神

此の二柱の神も獨神成り坐して身を隠したまひき、上の件五柱の神は別天神次に成りませる神の名は

國之常立神 次に
豐雲野神

此の二柱の神も獨神成り坐して身を隠したまひき、次に成りませる神の名は

宇比地邇神 次に 妹須比智邇神
次に 角杙神 次に 妹活杙神
次に 意富斗能地神 次に 妹大斗乃辨神
次に 游母陀琉神 次に 妹阿夜訶志古泥神
次に 伊邪那岐神 次に 妹伊邪那美神

上の件國之常立神より以下、伊邪那美神まで併せて神世七代と稱す上の二柱は、獨神各一代と云す、次に雙びます十神は、各二神を合せて一代と云す、

●一神淤能碁呂島に天降ます

こゝに天神諸の命以ちて、伊邪那岐命伊邪那美命二柱の神に、是の多陀用幣流國を修理固成せと詔ちて、天沼矛を賜ひて、言依し賜ひき、故二柱の神、天の浮橋に立して、其の沼矛を指下して、畫きたまへば、鹽許袁呂許袁呂邇畫き鳴して、引き上げたまふ時に、其の矛の末より垂落る鹽累積りて、島と成る是れ淤能碁呂島なり

●一神の嚴正婚儀

其の島に天降り坐して、天の御柱を見立て、八尋殿を見立てたまひき、是に其の妹伊邪那美命に、汝が身は如何に成れると問ひたまへば、吾が身は成りて成り合はざる處一處ありと答したまひき、爾ち伊邪那岐命詔り給ひつらく、我が身は成りて成れる處一處あり、故此の吾が身の成餘れる處を、汝が身の成合はざる處に刺塞ぎて、國土生成さむとおもふは如何にと詔りたまへば、伊邪那美命然善けむと答したまひき、爾に伊邪那岐命然らば、吾と汝と是の天の御柱を行廻り

逢ひて、美斗能麻具波比せむと詔りたまひき。
 如此云ひ期りて、乃ち汝は右より廻り逢へ、我は左より廻り逢はむと詔りたまひ、約竟へて廻ります時に、伊邪那美命先づ阿那邇夜志愛袁登古袁と言りたまひ、後に伊邪那岐命阿那邇夜志愛袁登賣袁と言りたまひき。
 各言りたまひ、竟へて後に、其の妹に女人言先だちて不良と告りたまひき、然れども久美度に興して、子水蛭子を生みたまひき、此の子は葦船に入れて流し去てたまひつ、次に淡島を生みたまひき、是亦子の例に入れ給はず、是に二柱の神議りたまひつらく、今吾が生める子不良、猶

天神の御所に白すべしと宣りたまひて、即ち共に參上りて、天神の命を請ひたまひき。
 爾に天神の命以ちて、布斗麻邇爾ト相て詔りたまひつらく、女言先ちしに因りて、不良亦還り降りて改め言へと詔りたまひき。
 故爾ち反り降りまして、更に其の天の御柱を先の如往き廻りたまひき。
 是に伊邪那岐命先づ阿那邇夜志愛袁登賣袁と言りたまひ、後に妹伊邪那美命阿那邇夜志愛袁登古袁と言りたまひき。

●大八島の生成

如此言りたまひ竟へて御合まして子淡道之穂之狹別島
 を生みたまひき、
 次に伊豫之二名島を生みたまひき此の島は身一にして
 面四あり、面毎に名あり故伊豫國を愛比賣と謂ひ讚岐國
 を飯依比古と謂ひ粟國を大宜都比賣と謂ひ土左國を建
 依別といふ、
 次に隱伎之三子島を生みたまふ亦の名は天之忍許呂別
 次に筑紫島を生みたまふ此の島も身一にして面四あり、

面毎に名あり故筑紫國を白日別と謂ひ豊國を豊日別と
 謂ひ肥國を速日別と謂ひ日向國を豊久士比泥別と謂ひ
 熊會國を建日別といふ、
 次に伊伎島を生みたまふ亦の名は天比登都柱といふ、
 次に津島を生みたまふ亦の名は天之狹手依比賣といふ
 次に佐度の島を生みたまふ、
 次に大倭豊秋津島を生みたまふ亦の名は天御虚空豊秋
 津根別と謂ふ故此の八島を先づ生みませる國なるに因
 りて大八島國といふ、
 然後還り坐す時に吉備の兒島を生みたまふ亦の名は建

日方別といふ、
 次に小豆島を生みたまふ、亦の名は大野手比賣といふ、
 次に大島を生みたまふ、亦の名は大多麻流別といふ、
 次に女島を生みたまふ、亦の名は天一根といふ、
 次に知訶島を生みたまふ、亦の名は天之忍男といふ、
 次に兩兒島を生みたまふ、亦の名は天兩屋といふ、
 天兩屋嶋マシマ、
 天兩屋嶋マシマ、
 吉備の
 兒嶋コシマよ

●海之神

既に國を生み竟へて、更に神を生みます、故生みませる神

の名は大事忍男神、
 次に石土毘古神を生みましたし、次に石巢比賣神を生みましたし、
 次に大戸日別神を生みましたし、次に天之吹男神を生みましたし、
 次に大屋毘古神を生みましたし、次に風木津別之忍男神を生
 みましたし、次に海神名は大綿津見神を生みましたし、次に水戸神
 名は速秋津日子神、次に妹速秋津比賣神を生みましたし、
 忍男神より、秋津比賣
 神まで、并せて十神、

●河海に因れる八神

此の速秋津日子速秋津比賣二神、河海に因りて持別け

て、生ウみませる神カミの名ナは
沫ア那ナ藝ギ神カミ、次ツギに沫ア那ナ美ミ神カミ、
次ツギに頰ツ那ナ藝ギ神カミ、次ツギに頰ツ那ナ美ミ神カミ、
次ツギに天ツ之ノ水ミ分マリノ神カミ、次ツギに國クニ之ノ水ミ分マリノ神カミ、
次ツギに天ツ之ノ久ク比ヒ奢ダ母モ智チ神カミ、次ツギに國クニ之ノ久ク比ヒ奢ダ母モ智チ神カミ、
次ツギに天ツ之ノ久ク比ヒ奢ダ母モ智チ神カミ、次ツギに國クニ之ノ久ク比ヒ奢ダ母モ智チ神カミ、
久ク比ヒ奢ダ母モ智チ神カミ、
カミと并ヒせて八ヤ神ハシツ、
沫ア那ナ藝ギ神カミより國クニ之ノ

● 風、木、山、野の神

次ツギに風カゼ神カミ、名ナは志シ那ナ都ツ比ヒ古コ神カミを生ウみます、
次ツギに木キ神カミ、名ナは久ク久ク能ノ智チ神カミを生ウみます、

次ツギに山ヤマ神カミ、名ナは大オホ山ヤマ津ツ見ミ神カミを生ウみます、
次ツギに野ノ神カミ、名ナは鹿カ屋ヤ野ノ比ヒ賣メ神カミを生ウみます、亦マの名ナは野ノ椎ツチ神カミと謂イふ、志シ那ナ都ツ比ヒ古コ神カミより、野ノ椎ツチまで、并ヒせて四ヨ神ハシツ、

● 山野に因れる神

此コの大オホ山ヤマ津ツ見ミ神カミ、野ツチ椎チノ神カミ、二フタ神ハシラ、山ヤマ野ノに因ヨりて持モ別チけて生ウみませる神カミの名ナは、
天ツ之ノ狭サ土ツチ神カミ、次ツギに國クニ之ノ狭サ土ツチ神カミ、
次ツギに天ツ之ノ狭サ霧キリ神カミ、次ツギに國クニ之ノ狭サ霧キリ神カミ、
次ツギに天ツ之ノ閻ク戸ド神カミ、次ツギに國クニ之ノ閻ク戸ド神カミ、

次に大戸惑子神、次に大戸惑女神、天の狹土神より大戸惑次に生みませる神の名は鳥之石楠船神、亦の名は天鳥船神と謂す。

次に大宜都比賣神を生みまし。

●火神及び金山の神、母神の神避

次に火之夜藝速男神を生みます、亦の名は火之炫毘古神と謂し、亦の名は火之迦具土神とまをす。

此の子を生みますに因り、美蕃登炙かえて病臥せり、多具理に生りませる神の名は、

金山毘古神、次に金山毘賣神、次に尿に成りませる神の名は、波邇夜須毘古神、次に波邇夜須毘賣神、次に尿に成りませる神の名は、彌都波能賣神、次に和久産巢日神、此の神の子を豊宇氣毘賣神と謂す。

故伊邪那美神は、火神を生みませるに因りて、遂に神避坐しぬ、天鳥船より、豊宇氣毘賣神まで、井せて八神。

凡て伊邪那岐伊邪那美二神共に生みませる島壹拾肆島神、參拾伍神、是は伊邪那美神未だ神避りまさざりし以前に生みませり、唯意能基呂嶋のみは

生みませるならず、亦蛭子と
 淡嶋とも、子の例に入らず、
 故爾に伊邪那岐命詔りたまはく、愛しき我那邇妹命乎、子
 の一木に易へつるかとも謂りたまひて、御枕方に匍匐ひ、
 御足方に匍匐ひて、哭きたまふ時に、御涙に成りませる神
 は、香山の畝尾木本に坐す名は泣澤女神、
 故其の神避りまし、伊邪那美神は、出雲國と伯伎國との
 堺、比婆之山に葬しまつりき、

● 火の神を斬り給ふ血より

諸神の生成

是に伊邪那岐命御佩せる十拳劔を抜きて、其の子迦具土
 神の頸を斬りたまふ、爾其の御刀の前に著ける血、湯津石
 村に走り就て、成りませる神の名は石拆神、次に根拆神、次
 に石筒之男神、次に御刀の本に著ける血も、湯津石村に走
 り就きて、成りませる神の名は、瓊速日神、次に樋速日神、次
 に建御雷之男神、亦の名は建布都神、亦の名は豊布都神、次
 に御刀の手上に集る血、手俣より漏出て、成りませる神の
 名は、閻淤加美神、次に閻御津羽神、
 上の件石拆神より以下、閻御津羽神まで、并せて八神は、
 御刀に因りて生りませる神なり、

●火神の頭より諸神の生成

殺さえまし、迦具土神の頭に成りませる神の名は、正鹿
 山津見神次に胸に成りませる神の名は、淤隣山津見神次に
 腹に成りませる神の名は、奥山津見神次に陰に成りま
 せる神の名は、闇山津見神次に左の手に成りませる神の
 名は、志藝山津見神次に右の手に成りませる神の名は、羽
 山津見神次に左の足に成りませる神の名は、原山津見神
 次に右の足に成りませる神の名は、戸山津見神、正鹿山津
 見神より、戸山津見神、
 井せて八神、

故斬りたまへる御刀の名は、天之尾羽張と謂ふ、亦の名は
 伊都之尾羽張といふ、

●黄泉國訪問と人類の生死問題

是に其の妹伊邪那美命を相見まく欲して、黄泉國に追住
 ましき爾ち殿騰戸より出向へます時に、伊邪那岐命語ら
 ひたまはく、愛しき我那邇妹命、吾汝と作れる國、未だ作り
 竟へず、故還りまさねとのりたまひき、爾に伊邪那美命の
 答したまはく、悔しきかも速く來まさずて、吾は黄泉戸喫
 しつ然れども、愛しき我那勢命、入來坐せる事、恐ければ、還

りなむを、且らく黄泉神と相論はむ我を莫視たまひそ、如
 此白して、其の殿内に還入ませるほど、甚久しくて待ち難
 たまひき、故左の御美豆良に刺させる湯津津間櫛の男柱
 一箇取り、闕きて一火燭して入見ます時に、宇士多加禮斗
 呂々岐豆頭には大雷居り胸には火雷居り腹には黒雷居
 り陰には拆雷居り左の手には若雷居り右の手には土雷
 居り左の足には鳴雷居り右の足には伏雷居り并せて八
 雷神成居りき、
 是に伊邪那岐命見畏みて逃還ります時に、其の妹伊邪那
 美命吾に辱見せたまひつとまをしたまひて、即ち豫母都

志許賣を遣はして、追はしめき、爾伊邪那岐命、黒御鬘を取
 りて投棄てたまひしかば、乃ち蒲子生りき、是を撫食む
 間に逃行でますを、猶追ひしかば、亦其の右の御美豆良に
 刺させる湯津津間櫛を引き闕きて、投棄てたまへば、乃ち
 筭生りき、是を抜食む間に逃行でましき、且後には其の
 八雷神に、千五百の黄泉軍を副へて追はしめき、爾御佩
 せる十拳劔を抜きて、後手に布伎都々逃來ませるを、猶追
 ひて黄泉比良坂の坂本に到る時に、其の坂本在る桃子を
 三箇取りて、待撃ちたまひしかば、悉に逃返りき、爾に伊邪
 那岐命、桃子に告りたまはく、汝吾を助けしが如、葦原中國

に、所有宇都志伎青人草の苦瀬に落ちて、患惚まむ時に助けてよと告りたまひて、意富加牟豆美命といふ名を賜ひき、最後に其の妹伊邪那美命身自ら追來ましき。

●人口増殖率の宣言石神の稜威

爾ち千引石を其の黄泉比良坂に引塞へて其の石を中に置き、各對き立たして、事戸を度す時に、伊邪那美命言し、たまはく愛しき我那勢命如此爲たまは、汝の國の人草一日に千頭絞殺さむとまをしたまひき、爾に伊邪那岐命詔りたまはく愛しき我那邇妹命汝然爲たまは、吾はや

一日に千五百産屋立て、むとのりたまひき、是を以て一日に必ず千人死に、一日に必ず千五百人生る、故其の伊邪那美命を黄泉津大神と謂す、亦其の追斯伎斯によりて道敷大神と號すとも云へり、亦其の黄泉の坂に塞れりし石は、道反大神とも號し、亦塞坐す黄泉戸大神とも謂す、故其の所謂黄泉比良坂は、今出雲國之伊賦夜坂となもいふ。

●日向の橘の小門の行幸

是を以て伊邪那岐大神詔りたまはく、吾は伊邪志許米志許米岐穢國に到りて在りけり、故吾は大御身の禊せむと

のりたまひて、竺紫の日向の橋小門の阿波岐原に到まし
 て禊祓ひたまひき故投棄つる御杖に成りませる神の名
 は衝立船戸神次に投棄つる御帯に成りませる神の名は
 道之長乳齒神次に投棄つる御裳に成りませる神の名は
 時置師神次に投棄つる御衣に成りませる神の名は和豆
 良比能宇斯能神次に投棄つる御禪に成りませる神の名
 は道俣神次に投棄つる御冠に成りませる神の名は飽咋
 之宇斯能神次に投棄つる左の御手の手纏に成りませる
 神の名は奥疎神次に奥津那藝佐毘古神次に奥津甲斐辨
 羅神次に投棄つる右の御手の手纏に成りませる神の名

● 禍津日神と直日神

は邊疎神次に邊津那藝佐毘古神次に邊津甲斐辨羅神
 右の伴船戸神より以下邊津甲斐辨羅神まで十二神は、
 身に著ける物を脱ぎうてたまひしに因りて成りませ
 る神なり、

是に上つ瀬は瀬速し下つ瀬は瀬弱しと詔りごちたまひ
 て初めて中つ瀬に隨迦豆伎て滌ぎたまふ時に成りませ
 る神の名は八十禍津日神次に大禍津日神此の二神は、其
 の穢繁國に到りまし、時に汚垢給しに因りて成りませる

神なり、次に其の禍を直さむと爲て、成りませる神の名は神
 直毘神次に大直毘神次に伊豆能賣神次に水底に滌ぎた
 まふ時に成りませる神の名は、底津綿津見神次に底筒之男
 命、中に滌ぎたまふ時に成りませる神の名は、中津綿津見
 神次に中筒之男命、水の上に滌ぎたまふ時に成りませる
 神の名は、上津綿津見神次に上筒之男命、此の三柱の綿津
 見神は、阿曇連等が祖神と以ち伊都久神なり、故阿曇連等
 は、其の綿津見神の子、宇都志日金拆命の子孫なり、其の底
 筒之男命、中筒之男命、上筒之男命、三柱の神は、墨江の三前
 の大神なり、

●三柱の貴子に高天原、夜の食國、

海原しらせと事依す

是に左の御目を洗ひたまひし時に、成りませる神の名は
 天照大御神次に右の御目を洗ひたまひし時に、成りませ
 る神の名は、月讀命次に御鼻を洗ひたまひし時に、成りま
 せる神の名は、建速須佐之男命、
 右の件八十禍津日神より、速須佐之男命まで十四柱の
 神は、御身を滌ぎたまふに因りて生りませる者なり、
 此の時伊邪那岐命大く歡喜して詔りたまはく、吾は子生

生て、生みの終に三貴子得たりとのりたまひて、即ち其の御頸珠の玉緒母由良邇取り由良迦志て、天照大御神に賜ひて詔りたまはく、汝命は高天原を知らせと、事依し賜ひき、故其の御頸珠の名を御倉板舉之神と謂す、次に月讀命に詔りたまはく、汝命は夜之食國を知らせと、事依し、たまひき、次に建速須佐之男命に詔りたまはく、汝命は海原を知らせと、事依したまひき。

●速須佐之男命哭いさちる

故各依し賜へる命の随々、知看めす中に、速須佐之男命

所命したまへる國を知らずて、八拳須心前に至るまで、啼き伊佐知伎其の泣きたまふ状は、青山を枯山如す泣き枯らし、海河は悉に泣き乾しき、是を以て悪ぶる神の音なひ、狭蠅如す皆満き、萬物の妖悉に發りき、故伊邪那岐大御神、速須佐之男命に詔りたまはく、何由以汝は、事依せる國を治らさずて、哭き伊佐知流とのりたまへば、答したまはく、僕は妣國根之堅洲國に罷らむと欲ふが故に、哭くさまをしたまひき。

爾に伊邪那岐大御神大々怒して、然らば汝此の國には、な住みそと詔りたまひて、乃ち神夜良比邇夜良比賜ひき。

故其の伊邪那岐大神は淡海の多賀になも坐します。

●須佐之男命の上天

故是に速須佐之男命の言したまはく然らば天照大御神に請して罷りなむとまをしたまひて乃ち天に參上ります時に山川悉に動み國土皆震りき、爾に天照大御神聞き驚かして我那勢命の上り來ます由は必ず善心ならじ我が國を奪はんと欲すにこそと即て御髪を解き御美豆羅に纏かして乃ち左右の御美豆羅にも御鬘にも左右の御手にも各八尺勾璫之五百津之美須麻

流之珠を纏き持たして曾毘良邇は千入之鞆を負ひ五百入之鞆を附け亦臂には伊都之竹鞆を佩はして弓腹振り立てて堅庭は向股に踏那豆美沫雪如す蹶散かして伊都之男建踏建びて待問ひたまはく何故上り來ませると問ひたまひき。

●天安河に宇氣比の靈異

爾に速須佐之男命答したまはく僕は邪心なし唯大御神の命以ちて僕が哭き伊佐知流事を問ひ賜ひし故に白し都良久僕は妣の國に往むと欲ひて哭くとまをしゝかば

爾ち大御神汝は此の國にはな住みそと詔りたまひて神夜
 良比夜良比たまふ故に罷住なむとする状を請さむとお
 もひてこそ參上りつれ異心なしとまをしたまへば爾ち
 天照大御神然らば汝の心の清明は何以知らましと詔り
 たまひき、
 是に速佐須之男命各宇氣比て子生まむとまをしたま
 ふ、
 故爾に各天安河を中に置きて宇氣布時に天照大御神
 先づ建速須佐之男命の所佩せる十拳劔を乞ひ度して三
 段に打折りて奴那登母母由良爾天之眞名井に振滌ぎて

佐賀美爾迦美て吹棄つる氣吹の狭霧に成りませる神の
 御名は多紀理毘賣命亦の御名は奥津島比賣命と謂す次
 に市寸島比賣命亦の御名は狹依毘賣命と謂す次に多岐
 都比賣命柱
 速須佐之男命天照大御神の左の御美豆良に纏せる八尺
 勾璫之五百津之美須麻流珠を乞ひ度して奴那登母母由
 良爾天之眞名井に振滌ぎて佐賀美邇迦美て吹棄つる氣
 吹の狭霧に成りませる神の御名は正勝吾勝勝速日天之
 忍穗耳命亦右の御美豆良に纏せる珠を乞ひ度して佐賀
 美邇迦美て吹棄つる氣吹の狭霧に成りませる神の御名

は天之菩卑能命亦御鬘に纏せる珠を乞ひ度して佐賀美
 邇迦美て吹棄つる氣吹の狭霧に成りませる神の御名は
 天津日子根命又左の御手に纏せる珠を乞ひ度して佐賀
 美邇迦美て吹棄つる氣吹の狭霧に成りませる神の御名
 は活津日子根命亦右の御手に纏せる珠を乞ひ度して佐
 賀美邇迦美て吹棄つる氣吹の狭霧に成りませる神の御
 名は熊野久須毘命柱井五

●男御子、女御子の御詔別

是に天照大御神速須佐之男命に告りたまはく是の後に

生れませる五柱の男子は物實我が物に因りて成りませ
 り故自から吾が子なり先に生れませる三柱の女子は物
 實汝の物に因りて成りませり故乃ち汝の子なり如此詔
 り別けたまひき
 故其の先に生れませる神多紀理毘賣命は智形の奥津宮
 に坐す次に市寸島比賣命は智形の中津宮に坐す次に田
 寸津比賣命は智形の邊津宮に坐す此の三柱の神は智形
 君等が以ち伊都久三前大神なり
 故此の後に生れませる五柱の子の中に天菩比命の子建
 比良鳥命

此は出雲國造无邪志國造上菟上國造下菟上國造伊自牟國造津島縣直遠江國造等之祖なり。

次に天津日子根命は、

凡河内國造額田部湯座連茨木國造倭田中直山代國造馬來田國造道尻岐閉國造周芳國造倭淹知造高市縣主蒲生稻寸三枝部造等之祖なり。

●速須佐之男命の勝佐備

爾に速須佐之男命天照大御神に白したまはく我が心清明き故に我が生めりし子手弱女を得つ此れに因りて言

さば自ら我れ勝ちぬと云ひて勝佐備に天照大御神の營田の阿離ち其溝埋め亦其の大嘗聞しめす殿に屎麻理散らしき故然すれども天照大御神は登賀米受て告りたまはく屎如すは酔ひて吐き散すところ我が那勢之命如此しつらめ又田の阿離ち溝埋むるは地を阿多良斯登計曾我が那勢之命如此しつらめと詔り直したまへども猶其の惡態止まずて轉あり、天照大御神忌服屋に坐しまして神御衣織らしめたまふ時に其の服屋の頂を穿ちて天斑馬を逆剝に剝ぎて墮し入るゝ時に天衣織女見驚きて梭に陰上を衝て死せき、

● 天の石屋戸に隠れ給ひ高天原暗し

故こゝに天照大御神見畏みて天石屋戸を閉て、刺許母
 理坐しましき、
 爾ち高天原皆暗く葦原中國悉に闇し此に因りて常世往
 く是に萬神の聲は狭蠅なす皆満き萬の妖悉に發りき、
 是を以て八百萬神天安之河原に神集ひて高御産巢日神
 の子思金神に思はしめて常世長鳴鳥を集へて鳴かしめ
 て天安河の河上の天堅石を取り天金山の鐵を取りて鍛
 人天津麻羅を求ぎて伊斯許理度賣命に科せて鏡を作ら

しめ玉祖命に科せて八尺勾瓏之五百津之御須麻流之珠
 を作らしめて天兒屋命布刀玉命を召びて天香山の眞男
 鹿の肩を内拔きに抜きて天香山の天波波迦を取りて占
 合麻迦那波しめて天香山の五百津眞賢木を根許土爾許
 士て上枝に八尺勾瓏之五百津之御須麻流之玉を取り著
 け中枝に八尺鏡を取繫け下枝に白丹寸手青丹寸手を取
 り垂でて此の種々の物は布刀玉命布刀御幣登取り持た
 して天兒屋命布刀詔戸言禱ぎ白して天手力男神戸の掖
 に隠り立たして天宇受賣命天香山の天之日影を手次に
 繫けて天之眞拆を鬘として天香山の小竹葉を手草に結

ひて天之石屋戸に汗氣伏せて踏登杼呂許志神懸して曾乳を掛出で裳緒を番登に忍垂れきかれ高天原動みて八百萬神共に咲ひき

是に天照大御神怪しと以爲して天石屋戸を細に開きて内より告りたはへるは吾が隠坐すに因りて天原自ら闔く亦葦原中國も皆闔けむと思ふを何由以天宇受賣は樂し亦八百萬神諸咲ふぞこのりたまひき爾ち天宇受賣汝命に益りて貴神坐すが故に歡喜咲樂ぶと白しき如此言す間に天兒屋命布刀玉命其の鏡を指し出で天照大御神に示せ奉る時に天照大御神逾奇しと思ほして

稍戸より出で臨坐す時に其の隠り立てる天手力男神其の御手を取りて引き出しまつりき即ち布刀玉命尻久米繩を其の御後方に控度して此より以内に不得還り入ましそと白しき故天照大御神出でませる時に高天原も葦原中國も自ら照り明りき

●速須佐之男命の神夜良比と農の神

是に八百萬神共に議りて速須佐之男命に千位置戸を負せ亦鬚と手足の爪とを切り祓しめて神夜良比良夜比岐又食物を大氣津比賣神に乞ひたまひき爾に大氣都

比賣、鼻口及尻より種々の味物を取り出で、種々作り具へて進つる時に、速須佐之男命、其の態を立ち伺ひて穢汚きもの奉進ると思はして乃ち其の大宜津比賣神を殺したまひき、故れ殺さえたまへる神の身に生れる物は頭に蠶生り、二の目に稻種生り、二の耳に粟生り、鼻に小豆生り、陰に麥生り、尻に大豆生りき、故れ是に神産巢日御祖命、茲を取らしめて種と成したまひき、

●八俣遠呂知切散と草那藝之太刀

故避追はえて、出雲國の肥の河上在る鳥髮の地に降りま

しき、此の時しも箸其の河より流れ下りき、是に須佐之男命、其の河上に人ありけりと思はして、尋覓上り往まししかば、老夫と老女と二人ありて、童女を中に置ゑて泣くなり、爾ち汝等は誰ぞと問ひ賜へば、其の老夫は國神、大山津見神の子なり、僕が名は足名椎、妻が名は手名椎と謂す、女が名は櫛名田比賣と謂すと答す、亦汝が泣く由は何ぞと問ひたまへば、我が女は本より八稚女ありき、こゝに高志の八俣遠呂智なも、年毎に來て喫ふなる、今其れ來ぬべき時なるが故に泣くと答す、其の形は如何さまにかと問ひたまへば、彼れが目は赤加賀智如して、身一つに八頭八尾あり、亦

其の身に蘿及檜楳生ひ、其の長さ谿八谷、峽八尾を度りて、其の腹を見れば、悉に常血あえ爛れたりと答す。賀此に赤加へるは今の酸醬なり、爾速須佐之男命、其の老夫に、是れ汝の女ならば、吾に奉らむやと詔たまふに、恐れれど亦御名を覺らずと答せば、吾は天照大御神の伊呂勢なり、故今天より降り坐しつと答詔たまひき、こゝに足名椎、手名椎神、然坐さば恐し奉らむと白しき、

かれ速須佐之男命、乃ち其の童女を湯津爪櫛に取り成して、御美豆良に刺して、其の足名椎、手名椎神に告りたまは

く、汝等八鹽折の酒を醸み、且垣を作り、廻し、其の垣に八門を作り、門毎に八佐受岐を結び、其の佐受岐毎に酒船を置き、て船毎に、其の八鹽折の酒を盛りて、待ちてよこのりたまひき、

故れ告りたまへるまにくして、如此設け備へて待つ時に、其の八候遠呂智信に言ひしが、如來つ、乃ち船毎に己頭を垂入て、其の酒を飲みき、こゝに飲み酔ひて留まり伏し寝たり、爾ち速須佐之男命、其の御佩せる十拳劔を抜きて、其の蛇を切り散りたまひしかば、肥河血に變りて流れき、故れ其の中の尾を切りたまふ時に、御刀の刀毀けぬ、爾ち

怪しと思ほして、御刀の前以ちて刺し割きて見そなはし
かば、都牟刈の大刀あり故れ此の大刀を取らして、異し
き物と思ほして、天照大御神に白し上げたまひき、こは草
那藝之大刀なり、

●須賀の宮作りと八雲立の歌

故是を以て其の速須佐之男命、宮造作るべき地を、出雲國
に求ぎたまひき、こゝに須賀の地に到りまして詔りたま
はく、吾れ此地に來まして、我が御心須賀須賀斯どのりた
まひて、其地になも宮作りて坐しましける、故其地をば今

に須賀とぞいふ、
茲の大神初め須賀宮作らし、時に、其地より雲立ち騰り
き、かれ御歌作したまふ、其の御歌は、

夜久毛多都

都麻基微爾

會能夜幣賀岐袁

伊豆毛夜幣賀岐

夜幣賀岐都久流

こゝに其の足名椎神を喚して、汝は我が宮の首たれと告
りたまひ、且名號を稻田宮主須賀之八耳神と負せたまひ
き、

●速須佐之男命の神裔

故^カれ其^ソの櫛^シ名^ナ田^ダ比^ヒ賣^メを以^モて久^ク美^ミ度^ド邇^ニ起^キして生^ウみませる
 神^{カミ}の名^ナを八^ヤ島^{シマ}士^シ奴^ヌ美^ミ神^{カミ}と謂^イふ又^マ大山^{オホヤマ}津^ツ見^ミ神^{カミ}の女^{メノ}名^ナは神^{カミ}
 大^{オホ}市^{イチ}比^ヒ賣^メに娶^{ムス}ひて子^{ミコ}大年^{オホトシノカミツギ}神^{カミ}次^{ツギ}に宇^ウ迦^カ之^ノ御^ミ魂^{タマ}神^{カミ}を生^ウみた
 まひき
 兄^{ニヤ}八^ヤ島^{シマ}士^シ奴^ヌ美^ミ神^{カミ}大山^{オホヤマ}津^ツ見^ミ神^{カミ}の女^{メノ}名^ナは木^{コノ}花^{ハナ}知^チ流^ル比^ヒ賣^メに娶^{ムス}
 ひて生^ウみませる子^{ミコ}布^フ波^ハ能^ノ母^モ遲^チ久^ク奴^ヌ須^ス奴^ヌ神^{カミ}此^{コノ}神^{カミ}淤^オ迦^カ美^ミ
 神^{カミ}の女^{メノ}名^ナは日^ヒ河^{カハ}比^ヒ賣^メに娶^{ムス}ひて生^ウみませる子^{ミコ}淡^{タン}淵^{エン}之^ノ水^{ミヅ}夜^ヤ
 禮^レ花^{ハナ}神^{カミ}此^{コノ}神^{カミ}天^{テン}之^ノ都^ツ度^ド閉^ヘ知^チ泥^ネ神^{カミ}に娶^{ムス}ひて生^ウみませる子^{ミコ}

淤^オ美^ミ豆^ヅ奴^ヌ神^{カミ}此^{コノ}神^{カミ}布^フ怒^ヌ豆^ヅ怒^ヌ神^{カミ}の女^{メノ}名^ナは布^フ帝^{テイ}耳^ニ神^{カミ}に娶^{ムス}ひ
 て生^ウみませる子^{ミコ}天^{テン}之^ノ冬^{フユ}衣^{キヌ}神^{カミ}

●大國主神の名あり

此^{コノ}神^{カミ}刺^{サシ}國^{クニ}大^{オホ}神^{カミ}之^ノ女^{メノ}名^ナは刺^{サシ}國^{クニ}若^{ワカ}比^ヒ賣^メに娶^{ムス}ひて生^ウみませ
 る子^{ミコ}大^{オホ}國^{クニ}主^{ヌシ}神^{カミ}亦^{マダ}の^ノ名^ナは大^{オホ}穴^{アナ}牟^ム遲^チ神^{カミ}と謂^イふ亦^{マダ}の^ノ名^ナは葦^{アシ}原^{ハラ}
 色^{シロ}許^コ男^{ヲノ}神^{カミ}と謂^イふ亦^{マダ}の^ノ名^ナは八^{ヤチ}千^チ矛^{ホコ}神^{カミ}と謂^イふ亦^{マダ}の^ノ名^ナは宇^ウ都^ツ
 志^シ國^{クニ}玉^{タマ}神^{カミ}と謂^イふ并^{ナヒ}せて五^{イハ}名^ナあり

●大國主神と稻羽の素菟

故此の大國主神の兄弟八十神坐し然れども皆國は大國主神に避りまつりき避りまつりし所以は其の八十神各稻羽の八上比賣を婚はむとの心ありて共に稻羽に行きける時に大穴牛遲神に幣を負せ從者として率て往きし、

こゝに氣多の前に到りける時に裸なる菟伏せり爾に八十神其の菟に謂ひけらく汝爲むは此の海鹽を浴み風の吹くに當りて高山の尾上に伏してよといふ故れ其の菟八十神の敷ふるまにくして伏しきこゝに其の鹽の乾くまにまに其の身の皮悉に風に吹き拆えぬ故痛苦て泣伏

せれば最後に來ませる大穴牟遲神其の菟を見て何由も汝泣伏せると言ひたまふに菟答言さく僕淤岐島にありて此の地に度らまく欲りつれども度らむよし無かりき故に海の和邇を欺むきて言ひけらく吾と汝と族の多き小きを競べてむ故れ汝は其の族の在りの隨ことごと率來て此の島より氣多の前まで皆列伏し度れ爾ち吾れ其の上を踏みて走りつゝ讀み度らむこゝに吾が族と就多きといふことを知らむかく言ひしかば欺えて列伏せりし時に吾れ其の上を踏みて讀み度り來て今地に下りむとする時に吾れ汝は我れに欺えつと言ひ竟れば即ち最端に伏

せる和邇我を捕へて悉に我が衣服を剝ぎき此れに因りて泣患ひしかば先だちて行ませる八十神の命以ちて海鹽を浴みて風に當りて伏せれと誨告へたまひき故れ教のごとせしかば我が身悉に傷はえつとまをすこゝに大穴牢遲神其の菟に教告へたまはく今急此の水門に往きて水以て汝が身を洗ひて即ち其の水門の薄黄を取りて敷散らして其の上に輾轉びてば汝が身本の膚のごと必ず差えなむものぞと教へたまひき故教のごと爲しかば其身の本の如くなりき此れ稻羽の素菟といふものなり今は菟神と名も謂ふ故れ其の菟大穴牢遲神に白さく此

の八十神は必ず八上比賣を得たまはじ倍を負ひたまへれども汝命を獲たまはむと申しき、こゝに八上比賣八十神に答へけらく吾は汝等の言は聞かじ大穴牢遲神に嫁はむといふ、

●八十神の敵抗

故こゝに八十神怒りて大穴牢遲神を殺さむと共議りて、伯伎國の仲間山本に至りて云ひけるは此の山に赤猪在るなり故れ和禮共追下りなば汝待取れ若し待取らずば、心ず汝を殺さむと云ひて猪に似たる大石を火以て焼き

て、轉ばし落しつ、かれ追下り取る時に、即ち其の石に燒著か
 えて死せたまひき、ここに其の御祖命哭き患ひて、天に參上
 りて、神産巢日之命に請したまふ時に、乃ち蟹貝比賣と蛤
 貝比賣とを遣せて作り活かさしめたまふ、かれ蟹貝比賣
 岐佐宜集めて蛤貝比賣水を持ちて母の乳汁と塗りしか
 ば、麗はしき壯夫に成りて出で遊行きぬ、
 こゝに入十神見て、且欺きて山に率入りて、大樹を切伏せ、
 茹矢を、其の木に打立て、其の中に入らしめて、即ち其
 の冰目矢を打ち離ちて、拷殺しき、かれ亦其の御祖命哭き
 つゝ、求げば、見得て、即ち其の木を拆きて、取出で活かして

其の子に告りたまはく、汝此間にあらば、遂に八十神に滅
 さえなむとのりたまひき、乃ち木國の大屋比古神の御所
 に速がし遣りたまひき、かれ八十神覓ぎ追ひ臻りて、矢刺
 す時に、木の俣より漏き逃れて去りたまひま、
 御祖命子に告りたまはく、須佐能男命の坐します根堅洲
 國に參向てよ、必ず其の大神議りたまひなむとのりたまふ、

●根國大神の峻烈なる試練

故詔命のまにまに、須佐之男命の御所に參到りませば、其

の女須勢理毘賣出見て目合して相婚まして還入りて其
 の父に甚麗しき神まる來つと白したまひきかれ其
 の大神出で見て此は葦原色許男と謂ふ神ぞと告りたま
 ひて即て喚入れて其の蛇の室に寝しめたまひきこゝに
 其の妻須勢理毘賣命蛇の比禮を其の夫に授けて云りた
 まはく其の蛇咋はむとせば此の比禮を三たび擧りて打
 撥ひたまへとのりたまふ故教のごとせしかば蛇自ら静
 まれる故に平く寝て出でたまひき亦來日の夜は吳公と
 蜂との室に入れたまひしを且吳公蜂の比禮を授けて先
 のごと教へたまひし故に平くて出でたまひき亦鳴鏑を

大野の中に射入れて其の矢を探らしめたまふ故れ其の
 野に入ります時に即ち火以て其の野を焼き廻らしつ
 こゝに出でむ所を知らざる間に鼠來て云ひけるは内は
 富良富良外は須夫須夫かく言ふ故に其處を踏み給しかば
 落て隠入りませる間に火は焼け過ぎぬ爾に其の鼠其の鳴
 鏑を咋持ち出で來て奉る其の矢の羽は其の鼠の子等皆
 喫ひたりき
 こゝに其の妻須世理毘賣は喪具を持ちて哭きつ、來ま
 し其の父の大神は已に死訖せぬと思ほして其の野に出
 て立たせばすなはち其の矢を持ちて奉る時に家に率入

りて八田間の大室に喚び入れて、其の頭の髪を取らしめ
たまひきかれ其の頭を見れば、吳公多かり、こゝに其の妻、牟
久の木の実と赤土とを、其の夫に授けたまへば、其の木の
實を咋破り、赤土を含みて、唾出したまへば、其の大神、吳公
を咋破りて、唾出すと思ほして、心に愛しく思ほして御寢
ましき。

こゝに其の大神の髪を握りて、其の室の椽毎に結着けて、
五百引岩を其の室の戸に取り塞へて、其の妻須世理毘賣
を負ひて、其の大神の生太刀と生弓矢及其の天の沼琴を取
持たして、逃げ出でます時に、其の天の沼琴樹に拂れて、地

動鳴ぬ。

●根國大神の御事依

故れ其の寢ませる大神、聞き驚かして、其の室を引倒した
まひき、然れども椽に結へる髪を解かす間に、遠く逃げ
たまひき、故こゝに黄泉比良坂まで追至て、まして、遙に望
けて、大穴牟遲神を呼ひて、謂りたまはく、其の汝が持たる
生大刀、生弓矢、以ちて、汝が庶兄弟をば、坂の御尾に追ひ伏
せ、河の瀬に追ひ撥ひて、意禮大國主神と爲り、亦宇都志國玉
神と爲りて、其の我が女須世理毘賣を、嫡妻として、宇迦能

山の山本に底津石根に宮柱布刀斯理高天原に冰椽多迦
 斯理て居れ是奴よとのりたまひき彼れ其の大刀弓を持
 ちてかの八十神を追避くる時に坂の御尾ごとに追伏せ
 河の瀬ごとに追撥ひて國作始めたまひき故れ其八上比
 賣は先の期のごと美刀阿多波志都故れ其の八上比賣は
 率來ましつれどもかの嫡妻須世理毘賣を畏みて其の生
 みませる子をば木の俣に刺狭みて返りましき故れ其の
 子の名を木俣神と云す亦の名は御井神とも謂す

● 八千矛神の妻問の歌

此の八千矛神高志國の沼河北賣を婚むと幸行し、時其の
 沼河北賣の家に到りて歌ひ曰はく、

八知富許能
 夜斯麻久爾
 登富登富斯
 佐加志賣遠
 久波志賣遠
 佐用婆比爾
 用婆比爾
 多知賀遠母

迦微能美許登波
 都麻麻岐迦泥豆
 故志能久爾邇
 阿理登岐加志豆
 阿理登伎許志豆
 阿理多斯
 阿理加用婆勢
 伊麻陀登加受豆

伊^イ斯^シ多^タ布^フ夜^ヤ、
 許^コ能^ノ登^ト理^リ母^モ、
 宇^ウ禮^レ多^タ久^ク母^モ、
 爾^ニ波^ハ都^ツ登^ト理^リ、
 佐^サ怒^ス都^ツ登^ト理^リ、
 阿^ア遠^ヤ夜^ヤ麻^マ邏^ロ、
 比^ヒ許^コ豆^ツ良^ラ比^ヒ、
 淤^オ會^ソ夫^フ良^ラ比^ヒ、
 遠^チ登^ト賣^メ能^ノ、
 淤^オ須^ス比^ヒ遠^チ母^モ、

伊^イ麻^マ陀^ダ登^ト加^カ泥^ネ婆^バ、
 那^ナ須^ス夜^ヤ伊^イ多^タ斗^ト遠^チ、
 和^ワ何^ガ多^タ多^タ勢^セ禮^レ婆^バ、
 和^ワ何^ガ多^タ多^タ勢^セ禮^レ婆^バ、
 奴^ヌ延^エ波^ハ那^ナ伎^キ、
 岐^キ藝^エ斯^シ波^ハ登^ト與^ヨ牟^ム、
 迦^カ那^ナ波^ハ那^ナ久^ク、
 那^ナ久^ク那^ナ留^ル登^ト理^リ加^カ、
 宇^ウ知^チ夜^ヤ米^メ許^コ世^セ泥^ネ、
 阿^ア麻^マ波^ハ勢^セ豆^ツ加^カ比^ヒ、
 阿^ア麻^マ波^ハ勢^セ豆^ツ加^カ比^ヒ、

許^コ登^ト能^ノ、
 許^コ遠^チ婆^バ、
 こゝに其の沼河日賣未だ戸を開かずて内より歌ひ曰は

加多理登母

夜^ヤ知^チ富^ホ許^コ能^ノ、
 怒^ヌ延^エ久^ク佐^サ能^ノ、
 和^ワ何^ガ許^コ々^々呂^ロ、
 伊^イ麻^マ許^コ會^ソ婆^バ、
 能^ノ知^チ波^ハ、
 伊^イ能^ノ知^チ波^ハ、

迦^カ微^ミ能^ノ美^ミ許^コ等^ト、
 賣^メ邇^ニ志^シ阿^ア禮^レ婆^バ、
 宇^ウ良^ラ須^ス能^ノ登^ト理^リ叙^ソ、
 知^チ杼^{シュ}理^リ邇^ニ阿^ア良^ラ米^メ、
 那^ナ杼^{シュ}理^リ阿^ア良^ラ牟^ム遠^チ、
 那^ナ志^シ勢^セ多^タ麻^マ比^ヒ會^ソ、
 那^ナ志^シ勢^セ多^タ麻^マ比^ヒ會^ソ、

伊^イ斯^シ多^タ布^フ夜^ヤ
 許^コ登^ト能^ノ
 許^コ遠^チ婆^バ
 阿^ア遠^チ夜^ヤ麻^マ邏^ニ
 奴^ヌ婆^バ多^タ麻^マ能^ノ
 阿^ア佐^サ比^ヒ能^ノ
 多^タ久^ク豆^ツ怒^ヌ能^ノ
 阿^ア和^ワ由^ユ岐^キ能^ノ
 會^ソ陀^ダ多^タ岐^キ
 麻^マ多^タ麻^マ傳^テ
 伊^イ波^ハ那^ナ佐^サ牟^ム遠^チ
 那^ナ古^コ斐^ヒ岐^キ許^コ志^シ
 迦^カ多^タ理^リ基^キ登^ト母^モ
 迦^カ微^ミ能^ノ美^ミ許^コ登^ト
 伊^イ波^ハ那^ナ佐^サ牟^ム遠^チ
 那^ナ古^コ斐^ヒ岐^キ許^コ志^シ
 迦^カ多^タ理^リ基^キ登^ト母^モ
 迦^カ微^ミ能^ノ美^ミ許^コ登^ト
 比^ヒ賀^カ迦^カ久^ク良^ラ婆^バ
 用^ヨ波^ハ伊^イ傳^テ那^ナ牟^ム
 惠^エ美^ミ佐^サ迦^カ延^{エン}岐^キ豆^ツ
 斯^シ呂^ロ岐^キ多^タ陀^ダ牟^ム伎^キ
 和^ワ加^カ夜^ヤ流^ル牟^ム泥^ネ遠^チ
 多^タ多^タ岐^キ麻^マ那^ナ賀^ガ理^リ
 多^タ麻^マ傳^テ佐^サ斯^シ麻^マ岐^キ
 阿^ア麻^マ波^ハ世^セ豆^ツ迦^カ比^ヒ
 加^カ多^タ理^リ基^キ登^ト母^モ

毛^モ々^々那^ナ賀^ガ爾^ニ
 阿^ア夜^ヤ爾^ニ
 夜^ヤ知^チ富^フ許^コ能^ノ
 許^コ登^ト能^ノ
 許^コ遠^チ婆^バ
 故^カれ其^ソの夜^ヨは合^アはさずて、明^{ケル}日^ヒの夜^ヨ御^ミ合^アしたまひき。

● 須世理比賣命の宇伎由比
宇那賀計理

又^マ其^ソの神^{カミ}の嫡^{オホキヤキ}后^{キス}須^ス勢^セ理^リ毘^ヒ賣^メ命^{ミコトイダ}甚^{ウハナリ}く嫉^ネ妬^ダしたまひき、故^カれ

其の日子遅神和備豆出雲より倭國に上りまゝむとして束
装し立す時に片御手は御馬の鞍に繋け片御足其の御鎧
に踏入れて歌ひ曰はく、

奴婆多麻能
麻都夫佐爾
淤岐都登理
波多々藝母
幣都那美
蘇邇杼理能
麻都夫佐邇

久路岐美祁斯遠
登理與會比
牟那美流登岐
許禮婆布佐波受
會邇奴岐宇豆
阿遠岐美祁斯遠
登理與會比

淤岐都登理
波多々藝母
幣都那美
夜麻賀多爾
阿多泥都岐
斯米許呂母遠
登理與會比
牟那美流登岐
許斯與呂志
伊毛能美許等

牟那美流登岐
許母布佐波受
會邇奴棄宇豆
麻岐斯
會米紀賀斯流邇
麻都夫佐邇
淤岐都登理
波多々藝母
伊刀古夜能
牟良登理能

和賀牟禮伊那婆
 和賀比氣伊那婆
 那波伊布登母
 比登母登須々岐
 那賀那加佐麻久
 佐疑理邇
 和加久佐能
 許登能
 許遠婆

こゝに其の后大御酒坏を取らして立依り指擧げて歌ひ

比氣登理能
 那迦士登波
 夜麻登能
 宇那加夫斯
 阿佐阿米能
 多々牟叙
 都麻能美許登
 加多理基登母

夜知富許能
 阿賀淤富久邇
 遠邇伊麻世婆
 斯麻能佐岐邪岐
 伊蘇能千岐淤知受
 都麻母多勢良米
 賣邇斯阿禮婆
 遠波那志
 都麻波那斯

加微能美許登夜
 奴斯許曾波
 宇知微流
 加岐微流
 和加久佐能
 阿波母與
 那遠岐豆
 那遠岐豆
 阿夜加岐能

如此歌ひて即ち宇伎由比して宇那賀氣理豆今に至るま
 多豆麻都良世、伊遠斯那世、多麻傳佐斯麻岐、
 多々岐麻那賀理、斯路岐多陀牟岐、和加夜流牟泥遠、
 佐夜具賀斯多爾、爾古夜賀斯多爾、布波夜賀斯多邇、
 牟斯夫須麻、多久夫須麻、阿和由岐能、
 多久豆怒能、曾陀多岐、麻多麻傳、
 毛々那賀邇、登與美岐、

で鎮ります、此れを神語と謂ふ

●大國主神の兒神等と出雲神系

故れ此の大國主神、曾形奥津宮にます神、多紀理毘賣命に
 娶ひて、生みませる子、阿遲鉏高日子根神、次に妹高比賣命、
 亦の名は下光比賣命、此の阿遲鉏高日子根神は、今邇毛大
 御神と謂す者なり、
 大國主神、亦神屋楯比賣命に娶ひて、生みませる子、事代主
 神、亦八島牟遲能神の女鳥耳神に娶ひて、生みませる子、鳥
 鳴海神、
 此の神、日名照額田毘道男伊許知邇神に娶

ひて生みませる子國忍富神
 此の神葦那陀迦神亦の名は八河江比賣に娶ひて生みま
 せる子速甕之多氣佐波夜遲奴美神此の神天之甕主神の
 女前玉比賣に娶ひて生みませる子甕主日子神
 此の神淤迦美神の女比那良志毘賣に娶ひて生みませる
 子多比理岐志麻流美神
 此の神比々羅木之其花麻豆美神の女活玉前玉比賣神に
 娶ひて生みませる子美呂浪神
 此の神敷山主神の女青沼馬沼押比賣に娶ひて生みませ
 る子布忍富鳥鳴海神

此の神若晝女神に娶ひて生みませる子天日腹大科度美神
 此の神天狹霧神の女遠津待根神に娶ひて生みませる子
 遠津山岬多良斯神
 右件八島士奴美神より以下遠津山岬帶神以前十七世
 神と稱す

●少名毘古那神

故大國主神出雲の御大之御前に坐す時に波穗より天
 羅摩船に乗りて鵝皮を内剝に剝ぎて衣服に爲て歸來る
 神ありかれ其の名を問はすれども答へず且所從の諸神
 に問はすれども皆知らずと申しきこゝに多邇具久白言

さく此は久延毘古ぞ必ず知りつらむとまをせば即ち久延毘古を召して問はす時に此は神産巢日神の子少名毘古那神なりと答白しき故れこゝに神産巢日御祖命に白上げしかば此は實に我が子なり子の中に我が手俣より久岐斯子なり彼れ汝葦原色許男命と兄弟となりて其の國を作堅めよと答告りたまひき

●一神の國作り堅め

故それより大穴牟遲と少名毘古那と二柱神相竝ばして此の國作堅めたまひき然後には其の少名毘古那神は常世

國に度りたまひき故れ其の少名毘古那神を顯白せりし所謂久延毘古は今に山田之曾富騰といふものなり此の神は足は不行ねども天下の事を盡に知れる神になもありける

●海を光して依來の神

こゝに大國主神愁ひまして吾れ獨して何能此の國を得作らむ孰れの神と與に吾は能此の國を相作らましと告りたまひき是の時に海を光らして依來る神あり其の神言り給はく我が前を能く治めてば吾れ能共與に相作り成

してむ若し然らずば國成り難てましどのりたまひき、かれ大國主神曰したまはく、然らば治め奉らむ狀は奈何にぞとまをしたまへば、吾れをばも倭の青垣東山上に伊都岐奉れと言りたまひき、此は御諸山上に坐す神なり、

●大年神の御系圖

故其の大年神神活須毘神の女伊怒比賣に娶ひて、生みませる子、大國魂神次に韓神次に曾富理神次に向日神次に聖神次に又香用比賣に娶ひて生みませる子、大香山戸臣神次に御年神又天知迦流美豆比賣に娶ひて、生みませる子、奥

津日子神次に奥津比賣命亦の名は大戸比賣神此は諸人の以拜く竈神なり次に大山咋神亦の名は山末之大土神此の神は近淡海國の日枝山に坐す亦葛野の松尾に坐す、鳴鏑に用りませる神なり次に庭津日神次に阿須波神次に波比岐神次に香山戸臣神次に羽山戸神次に庭高津日神次に大土神亦の名は土之御祖神九上の件大年神の子大國御魂神より以下大土神まで并せて十六神、
羽山戸神、大氣津比賣神に娶ひて、生みませる子、若由岐神次に若年神次に妹若沙那賣神次に彌豆麻岐神次に高

津日神亦の名は夏之賣神次に秋毘賣神次に久々年神次に久々紀若室葛根神
上の件羽山戸神の子若山咋神より以下若室葛根神まで并せて八神

●長五百秋の水穂國の事依し

天照大御神の命以ちて、豊葦原の千秋の長五百秋の水穂國は、我が御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命の知らさむ國と、言因し賜ひて天降したまひき、こゝに天忍穗耳命天浮橋に多多志て詔りたまはく、豊葦原の千秋の長五百秋の水穂國は、伊多久佐夜藝豆有りけりと、告りたまひて、更に還上らして天照大御神に請したまひき。

●天之菩比神三年復言奏さず

かれ高御産巢日神天照大御神の命以ちて、天安河の河原に、八百萬神を神集に集て、思金神に思はしめて詔りたまはく、此の葦原中國は、我が御子の知らさむ國と、言依し賜へる國なり、故れ此の國に道速振荒振國神等の多在ると、以爲さくを、何神を、使してか言趣ましとのりたまひき、こゝに思金神及八百萬神たち、議りて天菩比神是れ遣してむ

とまをしき、故れ天菩比神を遣しつれば、乃て大國主神に媚附きて、三年に至るまで復奏さざりき。
是を以て高御産巢日神、天照大御神亦諸の神等に問ひたまはく、葦原中國に遣はせる天菩比神、久しく復奏さず、亦何神を使はして吉けむ。

●天若日子、八年復言奏さず

こゝに思金神答白しけらく、天津國玉神の子、天若日子を遣はしてむとまをしき、故れこゝに天之麻迦古弓、天之波々矢を、天若日子に賜ひて遣はしき。

こゝに天若日子、かの國に降到きて、即ち大國主神の女下照比賣を娶とし、亦其の國を獲むと慮りて、八年に至るまで復奏さざりき。

故れこゝに天照大御神、高御産巢日神亦諸神等に問ひたまはく、天若日子久しく復奏さず、又曷の神を遣してか、天若日子が淹留る所由を問はしめむと問ひたまひき。

●雉名鳴女と天の佐具賣

是に諸の神たち及思金神白さく、雉名鳴女を遣はしてむとまをす時に、詔りたまはく、汝行きて天若日子に問はむ

狀は汝を葦原中國に使はせる所以は、其の國の荒振る神
 等を言趣け和せとなり何ぞ八年に至るまで復奏さゝると
 問へどのりたまひさ、
 故れこゝに鳴女天より降り到き
 て天若日子が門なる湯津楓の上に居て、委曲に天神の詔
 命の如言りさ、
 こゝに天佐具賣此の鳥の言ふことを聞き
 て天若日子に語て曰く、此の鳥は其鳴音甚惡し故れ射殺給
 ねと云進れば、即ち天若日子天神の賜へる天の波士弓天
 の加久矢を持ちて、其の雉を射殺しつ、爾に其の矢雉の胸
 より通りて、逆に射上げらゑて、天安河の河原に坐します、
 天照大御神高木神の御所に逮りさ、是の高木神は高御産

巢日神の別名なり、
 故れ高木神其の矢を取らして見そ
 なはすれば、其の矢の羽に血著きたりき、こゝに高木神此の
 矢は天若日子に賜へりし矢ぞかしと告りたまひて、即ち諸の
 神等に示せて、詔り給へらくは、或天若日子命を誤へず惡
 神を射たりし矢の至つるならば、天若日子に中らざれ、或
 邪心あらば、天若日子此の矢に麻賀禮と云り給ひて、其
 の矢を取らして、其の矢の穴より、衝返し下したまへば
 天若日子が胡床に寝たる高胸坂に中りて死せさ、此還矢可
 亦其の雉還らず、故今に諺に雉の頓使と曰ふ本是れなり

●天若日子が喪屋作り

故れ天若日子が妻下照比賣の哭せる聲風の與響きて、
 天に到りきこゝに天在る天若日子が父天津國玉神及其
 の妻子ども聞きて降來て哭き悲しみて乃ち其處に喪屋
 を作りて河鴈を岐佐理持とし鷺を掃持とし翠鳥を御食
 人とし雀を碓女とし雉を哭女としかく行ひ定めて日八
 日夜八夜を遊びたりき此の時阿遲志貴高日子根神到ま
 して天若日子が喪を弔ひたまふ時に天より降り到つる、
 天若日子が父亦其の妻皆哭云て我が子は死なずであり

けり我が君は死なずて坐しけりと云ひて手足に取懸り
 て哭き悲しみき其の過てる所以は此の二柱神の容姿甚
 能相似たり故是を以て過てるなりけり、
 こゝに阿遲志貴高日子根神大く怒りて曰ひけらく我は
 愛しき友なれこそ弔ひ來つれ何とかも吾れを穢き死人
 に比ふると云ひて御佩せる十掬劍を抜きて其の喪屋を
 切伏せ足以て蹶離ち遣りき此は美濃國藍見河の河上な
 る喪山といふ者なり其の持ちて切れる大刀の名は大量
 と謂ふ亦の名は神度劍とも謂ふ、
 故れ阿治志貴高日子根神は忿りて飛去りたまふ時に其

の伊呂妹高比賣命其の御名を顯はさむと思ひて歌曰け
らく、

阿米那流夜

淤登多那婆多能

宇那賀世流

多麻能美須麻流

美須麻流能

阿那陀麻波夜

美多邇

布多和多良須

阿治志貴

多迦比古泥能

迦微曾也

此の歌は夷振なり、

●建御雷神の天祖の嚴命を宣す

こゝに天照大御神詔りたまはく、亦曷の神を遣はしては
吉けむ、かれ思金神及諸神たち白しけらく、天の安河の
河上の天の石屋に坐す名は伊都之尾羽張神、是れ遣すべ
し、若亦此の神ならずば、其の神の子建御雷之男神、此れ遣
すべし、且其の天尾羽張神は天の安河の水を逆に塞上げ
て、道を塞き居れば、他神は得行かじ、故れ別に天迦久神を
遣はして、問ふべしとまをしき、故れこゝに天迦久神を使
はして、天尾羽張神に問ふ時に、恐し仕奉らむ、然れども此
の道には、僕子建御雷神を遣すべしとまをして、乃ち貢進り
き、かれ天鳥船神を建御雷神に副へて遣はしき、是を以

て、此の二柱の神、出雲國の伊那佐の小濱に降到きて、十掬
 劔を抜きて、浪穂に逆に刺立て、其の劔前に跌坐て、其の
 大國主神に問ひたまはく、天照大御神、高木神之命以ちて、
 間に使はせり、汝が宇志波祁流葦原中國は我が御子の知
 らさむ國と言依賜へり、故れ汝が心奈何ぞと問ひ給ふと
 きに、爾ら答白へまつらく、僕は得白さじ、我が子八重言代
 主神、是れ白すべきを、鳥遊取魚しに、御大の前に往きて、未
 だ還り來ずとまをしき

●事代主神の歸順

故れ爾に天鳥船神を遣はして、八重事代主神を徵來て問ひ
 賜ふ時に、其の父の大神に、語て言く、恐し、此の國は、天神の御
 子に立奉り給へと語ひて、即ち其の船を踏傾けて、天の逆
 手を、青柴垣に打成して、隠りましき、故れこゝに其の大國
 主神に問ひ給はく、今汝子事代主神如此白訖しぬ、亦白す
 べき子有りやと問ひ給ひき、

●建御名方神の反抗

是に亦白しつらく、亦我が子建御名方神あり、此れを除き
 ては無しかく白し給ふをりしも、其の建御名方神、千引石

を手末に撃げて来て、誰ぞ我が國に来て、忍々かく物言ふ
 然らば力競せむ、故れ我れ先づ其の御手を取らむといふ、
 故れ其の御手を取らしむれば、即ち立氷に取成し亦劔乃
 に取成しつ、故爾懼れて退居り、こゝに其の建御名方神の
 手を取らむと乞歸して、取れば、若葦を取るが如くして、搯批ぎ
 て投離ちたまへば、即ち逃去にき、故追往きて、科野國の洲羽
 海に迫到りて、殺さむとし給ふ時に、建御名方神白しつら
 く、恐し我を莫殺し給ひそ、此の地を除きては、他所に行か
 じ、亦我が父大國主神之命に違はじ、八重事代主神之言に
 違はじ、此の葦原の中國は、天神の御子の命のまに、
 獻

らむとまをし給ひき。

● 出雲國避及び杵築の宮作

故れ更に且還來て、其の大國主神に問ひ給はく、汝子等事
 代主神、建御名方神二神は、天神の御子の命のまに、
 違はじと白訖しぬ、故れ汝心奈何と問ひ給ひき、こゝに答
 まつらく、僕が子等二神の白せるまに、
 既に獻らむ、唯僕が住所をば天
 の葦原中國は命のまに、
 既に獻らむ、登陀流天の御巢なして、
 神の御子の天津日繼知しめさむ、
 底津石根に宮柱布斗斯理、高天原に氷木多迦斯理て、
 治め

賜は、僕は百不足八十垆手に隠りて侍ひなむ亦僕子等
 百八十神は即ち八重事代主神神の御尾前となりて仕奉
 らば、違ふ神はあらし、かく白して乃ち隠りましき。
 故れ白し給ひしまに、出雲國の多藝志の小濱に天の
 御舎を作りて、水戸神の孫櫛八玉神を膳夫として、天の御
 饗獻する時に、禱ぎ白して、櫛八玉神鵜に化りて、海底に入り
 て、底の波邇を咋出で、天の八十毘良迦を作りて、海布の
 柄を鎌りて、燧臼に作り、海尊の柄を燧杵に作りて、火を鑽
 出で、云しけらく、是の我が燧れる火は、高天原には、神産
 巢日御祖命の登陀流天の新巢の凝烟の八拳垂摩豆燒舉

げ、地下は、底津石根に燒凝らして、栲繩の千尋繩打延へ、釣
 らせる海人が、大口の尾翼鱧、佐和佐和邇、控依騰て、拆竹の
 登遠々登遠々に、天の眞魚咋獻らむと申しき。
 故れ建御雷神返參上りて、葦原中國言向和平しつる状を
 復奏したまひき。

●天孫降臨

こゝに天照大御神高木神の命以ちて、太子正勝吾勝勝速
 日天忍穗耳命に詔りたまはく、今葦原中國平訖へぬと白
 す、故れ言依し賜へりしまに、降り坐して知看せとの

り給ひき、こゝに其の太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命ま
 をしたまはく、僕は降りなむ装束しつる間に、御子生出來し
 つ、御名は天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇々藝命、
 此の御子を降すべしとまをしたまひき。此の御子は高木
 神の女、萬幡豊秋津師比賣命に御合まして、生みませる御
 子、天火明命次に日子番能邇々藝命にます。柱二
 是を以て白したまふまに、日子番能邇々藝命に科詔
 せて、此の豊葦原水穗國は、汝知らさむ國なりと、言依し、賜
 ふ、故れ命のまに、天降ますべしとのりたまひき。
 こゝに日子番能邇々藝命、天降りまさむとする時に、天の

八衢に居て、上は高天原を光し、下は葦原中國を光す神、是
 に有り、故爾に天照大御神、高木神の命、以ちて天宇受賣神に、汝
 は手弱女なれども、伊牟迦布神と、面勝神なり、故れ専ら汝
 往きて問はむは、吾が御子の天降りまさむとする道を、誰
 ぞかくて居るといへと詔りたまひき、故れ問はせ賜ふ時
 に、答へ白さく、僕は國神名は猿田毘古神なり、出居る所
 以は、天神の御子、天降り坐すと聞さつる故に、御前に仕奉
 らむとて、參向へ侍ふぞとまをしたまひき。
 こゝに天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉
 祖命、并せて五伴緒を支加へて、天降りまさしめたまひき。

●三種の神器

こゝに其の遠岐斯八尺勾瓊鏡及草那藝劍亦常世思金神
手力男神天石門別神を副賜ひて詔りたまへらくは此れ
の鏡は専ら我が御魂として吾が御前を拜くがごと伊都
岐奉れ次に思金神は前の事を取り持ちて政爲せよと詔
りたまひき

此の二柱神は佐久久斯侶伊須受能宮に拜祭る次に登由
宇氣神此は外宮の度相に坐す神なり次に天石戸別神亦
の名は櫛石窓神と謂し亦の名は豊石窓神とも謂す此の

神は御門の神なり次に手力男神は佐那縣に坐せり
故れ其の天兒屋命は中臣連布刀玉命は思部首天宇受
賣命は援女君伊斯許理度賣命は鏡作の祖玉祖命は玉祖連
等の祖

●高千穂くじふるたけ

故れこゝに天津日子番能邇々藝命天の石位を離れ天の
八重多那雲を押分けて伊都能知和岐知和岐豆天浮橋に
宇岐士摩理蘇理多々斯豆竺紫日向の高千穂の久士布流
多氣に天降ましき

故れこゝに天忍日命天津久米命二人天の石叢を取負ひ、
 頭椎の大刀を取佩き天の波士弓を取持ち天の真鹿兒矢
 を手狭み御前に立たして仕へ奉りき故れ其の天忍日命
 此は大伴連天津久米命此は久米直
 等の祖
 こゝに向の韓國を笠沙の御前に真來通りて詔りたま
 はく此地は朝日の直照國夕日の日照國なり故れ此地ぞ
 甚吉地と詔りたまひて底津石根に宮柱布斗斯理高天原
 に氷椽多迦斯理て坐しましき

● 猿女君と呼ぶ

故れこゝに天宇受賣命に詔りたまはく此の御前に立ち
 て仕奉れる猿田毘古大神をば專顯はし申せる汝送り
 奉れ亦其の神の御名は汝負ひて仕奉れとのりたまひき
 こゝを以て猿女君等其の猿田毘古之神の御名を負て
 女を猿女君と呼ぶ事是なり

故れ其の猿田毘古神阿邪訶に坐しける時に漁して比良
 夫貝に其の手を咋合さえて海鹽に沈溺ひき故れ其の底
 に沈み居たまふ時の御名を底度久御魂と謂し其の海水
 の都夫多都時の御名を都夫多都御魂と謂し其の阿和佐
 久時の御名を阿和佐久御魂と謂す

●海鼠の口を拆く

こゝに、猿田毘古神を送りて、還り到りて、乃ち悉に鱧廣物を、鱧狭物を追聚めて、汝は天神の御子に仕へ奉らむやと問言ふ時に、諸の魚ども皆仕へ奉らむとまをす中に、海鼠まをさず、かれ天宇受賣命、海鼠に謂ひけらく、此の口や、答せぬ口といひて、紐小刀以ちて、其の口を拆き、故今に海鼠の口拆けたり、是を以て御世島の速賢獻つれる時に、猿女君等にたまふなり、

●木之花佐久夜毘賣命妻問

こゝに天津日高日子番能邇々藝能命、笠沙の御前に麗き美人の遇るに、誰女ぞと問ひたまひき、答白したまはく、大山津見神の女名は神阿多都比賣、亦の名は木花之佐久夜毘賣と謂したまひき、又汝が兄弟有りやと問ひたまへば、我が姉石長比賣ありと答白したまひき、かれ詔りたまはく、吾れ汝に目合せむと欲ふは、奈何にとのりたまへば、僕は得白さじ、僕が父大山津見神をまをさむとまをしたまひき、故其の父大山津見神に乞ひに遣はしける時に、太く歡

喜びて、其の姉石長比賣を副へて、百取の机代の物を持たしめて、奉出しき、故れこゝに其の姉は、甚凶醜に因りて、見畏みて、返し送り給ひて、唯其の弟木花之佐久夜毘賣をのみ留めて、一宿婚したまひき。

●石の常堅と木花の阿摩比

こゝに大山津見神、石長比賣を返したまへるに、因りて、太く恥ぢて、まをし送りたまひける言は、我が女二竝て立奉れる由は、石長比賣を使してば、天神の御子の命は、雨零り風吹けども、恒に石の如くして、常に堅に不動ましませ、亦

木花之佐久夜毘賣を使はしてば、木花の榮ゆるがごと、榮え坐ませど、宇氣比豆貢進りき、かゝるに、今、石長比賣を返して、木花之佐久夜毘賣獨り留め給ひつれ、故、天神の御子の御壽は、木花の阿摩比能、徹ましまさむとす、とまをしたまひき、故れ是を以て、今に至るまで、天皇命等の御命長くましまさざるなり。

●三柱の兒神火中に生れます

故れ後に、木花之佐久夜毘賣參出で、白したまはく、妾妊身るを、今臨産むべき時になりぬ、是の天神の御子、私に産み

まつるべきにあらね故請すとまをしたまひきかれ詔りたまはく、佐久夜毘賣一宿にや妊める。是は我が子にあらじ必ず國神の子にこそあらめとのりたまひき爾に答白たまはく吾が妊める子若國神の子ならんには産むこと幸からじ若し天神の子にまさば幸からむとてまをして即ち戸無き八尋殿を作りて、其の殿内に入りまして、土以て塗塞ぎて産時に方りて火以て其の殿に著けてなも産ましける。故れ其の火の盛に焼ゆる時に生れませる子の名は、火照命此は準人阿次次に生れませる子の名は、火須勢理命次に生れませる子の名は、火遠理命亦の名は天津日高日子穗穗出見命。

●海佐知、山佐知及び佐知易へ

故れ火照命は、海佐知毘古として、鱈廣物鱈狭物を取りたまひ、火遠理命は、山佐知毘古として、毛麁物毛柔物を取りたまひき、こゝに火遠理命其の兄火照命に各に佐知を相易へて用ゐてむと謂ひて、三度乞はしゝかごも許さゝりき、然れども遂に纒に得相易へたまひき、かれ火遠理命海佐知を以ちて、釣魚らすに、都て一魚も得たまはず、亦其の釣をさへに海に失ひたまひき、こゝに其の兄火照命、其の釣を乞

曰て山佐知母己之佐知佐知海佐知母己之佐知佐知今は
各佐知返さむと謂ふ時に其の弟火遠理命答り曰はく、
汝の鉤は釣魚しに、一魚も得ずて遂に海に失ひてきと
のりたまへども、其の兄強に乞徴りき、故れ其の弟御佩の
十拳劔を破りて、五百鉤を作りて、償ひたまへども取らず
亦一千鉤を作りて償ひたまへども受けずて、猶其の正本
の鉤を得むとぞ云ひける、

●鹽椎の神

こゝに其の弟海邊に泣患ひて居ます時に、鹽椎神來て問

けひけらく、何にぞ虚空津日高の泣患ひたまふ所由はど
問へば、答言へたまはく、我れと兄と鉤を易へて、其の鉤を
失ひてき、是くて其の鉤を乞ふ故に、多の鉤を償ひしかど
も受けずて、猶其の本の鉤を得むと云ふなり、故れ泣患ふ
とのたまひき、

●綿津見神の宮

こゝに鹽椎神、我れ汝命の爲に善議作むと云ひて、即ち无
間勝間の少船を造りて、其の船に載せまつりて、教曰へけ
らく、我れ其の船を押流さば、差暫往ませ、味御路あらむ、乃

ち其の道に乗りて往しなば、魚鱗の如造れる宮室、其れ綿津見神の宮なり、其の神の御門に到らば、傍の井上に湯津香木有らむ、故其の木の上にましまさば、其の海神の女見て相議らむものぞと教へまつりき。

●豊玉毘賣

故教しまに、く、小し行でましけるに、備さに其の言の如くなりしかば、即ち其の香木に登りて坐しましき、こゝに海神の女、豊玉毘賣の従婢、玉器を持ちて水酌まむとする時に、井に光あり、仰ぎて見れば、麗はしき壯夫あり、甚異奇

と以爲へり、かれ火遠理命、其の婢を見たまひて、水を得しめよと乞ひたまふ、婢乃ち水を酌みて、玉器に入れて貢進りぬ、こゝに水をば飲みたまはず、御頸の璵を解かして、口に含みて、其の玉器に唾入れたまふ、こゝに其の璵器に著きて、婢璵を得離たず、故璵著けながらに、豊玉毘賣命に進りき、かれ其の璵を見て、婢に若門外に人有りやと問ひたまへば、我が井上の香木の上に人坐す、甚麗はしき壯夫にます、我が王にも益りて、甚貴し、故れ其の人水を乞はせる故に、水を奉れば、水をば飲さず、此の璵をなも唾入れたまへる、是れ得離たぬ故に、入れながら、將來て獻りぬ

と答曰しき、かれ豊玉毘賣命、奇と思ほして、出見て、乃ち見
感でて、目合して、其の父に、吾が門に、麗しき人有すと、曰し
たまひき。

●豊玉毘賣と結婚

こゝに海神自ら出見て、此の人は天津日高の御子、虚空津
日高にませりと云て、即ち内に率入まつりて、美智皮の疊八
重を敷き、亦絶疊八重を其の上に敷きて、其の上に坐せま
つりて、百取の机代物を具へて、御饗して、即ち其の女豊玉
毘賣を婚せまつりぬ、故れ三年といふまで、其の國に住み

たまひき。

●火遠理命の懷郷

こゝに火遠理命、其の初めの事を思ほして、大きな歎一
つしたまふ、故れ豊玉毘賣命、其の歎を聞かして、其の父
にまをしたまはく、三年住みたまへども、恒は歎かすこと
も無かりしに、今夜大きな歎一つしたまひつるは、若何
の由あるにかとまをしたまへば、其の父の大神、其の智夫
に問ひまつらく、今日我が女の語るを聞けば、三年坐しま
せども、恒は歎かすことも無かりしに、今夜大きな歎し

たまひつとまをせり若由ありや亦此間に到ませる由は
奈何にぞと問ひまつりきかれ其の大神に備に其の兄の
失せにし鉤を罰れる状を語りたまひき

●海魚の召集

こゝを以て海神悉に海之大小魚を召集へて若此の鉤
を取れる魚ありやと問たひたまふ故れ諸の魚ども白さ
く、頃者赤鯽魚なも、喉に鯁ありて、物得食はずと愁言ま
せば、必ず是れ取りつらむとまをす、こゝに赤鯽魚
の喉を探れば、鉤あり、即ち取出て清洗して火遠理命

に奉つる時に、其の綿津見大神、誨曰へまつりつらく、此の
鉤を其の兄に給はむ時に、言りたまはむ状は、此の鉤は、淤
煩鉤、須鉤、貧鉤、宇流鉤と云ひて、後手に賜へ然して、其の
兄高田を作らば、汝命は、下田を營りたまへ、其の兄下田を
作らば、汝命は、高田を營りたまへ、然したまは、吾れ水を
掌れば、三年の間、必ず其の兄貧窮しくなりなむ

●鹽盈珠と鹽乾珠

若其れ然したまふ事を恨怨みて、攻戦めなば、鹽盈珠を出
だして、溺らし若其れ愁ひ請さば、鹽乾珠を出して、活かし

此如して惚苦したまへと云して鹽盈珠、鹽乾珠并せて兩箇を授けまつりて
即ち悉に和邇魚を召集へて問曰ひたまはく、今天津日高の子、虚空津日高上國に出幸まさむとす、誰かは幾日に送り奉りて覆奏さむと問ひたまひき。

●一尋のわに。佐比持神

故れ各己身の尋長のまに、く日を限りて白す中に、一尋和邇、僕れは一日に送奉りて即ち還來なむと白す、故れ其の一尋和邇に、然らば汝送奉りてよ、若海中を渡る時な惶

畏ませまつりぞと告りて即ち其の和邇の頸に載せまつりて送出しまつりき、故れ期ひしが如一日の内に送奉りき、其の和邇返りなむとする時に、御佩せる紐小刀を解かして、其の頸に著けてなも返したまひける、故れ其の一尋和邇をば、今に佐比持神とぞ謂ふなる。

●兄、命の順服

是を以て備さに海神の教し言のごとくして、かの鉤を與へたまひき、故れそれより以後、稍兪貧しくなりて更に荒心を起して、追來攻めむとする時は、鹽盈珠を出して溺ら

し其れ愁ひ請せば、鹽乾珠を出して救ひかくして、恸苦め
たまふ時に、稽首白さく、僕は今より以後、汝命の晝夜の守
護人となりてぞ仕奉らむとまをしき、故れ今に至るまで、其
の溺れし時の種々の態絶えず仕奉るなり、

●豊玉毘賣命御子産

こゝに海神の女豊玉毘賣命、自から參出てまをしたまは
く、妾己より妊身めるを、今産むべき時になりぬ、此を念ふ
に、天神の子を、海原に生みまつるべきにあらす、故れ參出
到つとまをしたまひき、かれ即ち其の海邊の波限に、鵜羽

を葺草にして、産殿を造りき、こゝに其の産殿未だ葺合へ
ぬに、御腹急へがたくなりたまひけれ、故産殿に入り坐し
つ、こゝに産まむとする時に、其の日子に白したまはく、凡
て他國人は産時になれば、本國の形になりてなも産むな
る、故れ妾も今本身になりて産みなむ、妾を勿見たまひを
と願したまひき、こゝに其の言を奇しと思ほして、其の
方に産みたまふを、竊伺たまへば、八尋和邇に化りて、匍匐
委蛇ふ即ち見驚き畏みて、遁退きたまひき、こゝに豊玉
毘賣命、其の伺見たまひし事を知らして、心恥しと以爲ほ
して、即ち其の子を生み置き、妾恒は海道を通して、往來はむと

こそ欲ひしを、吾が形を伺見たまひしが、是れ甚作かしきこと、
白して即ち海坂を塞きて返入りましき、是を以て
其の産れませる御子の御名を、天津日高日子波限建鵜草
草葺不合命と謂す、

●歌の贈答

然れども後は、其の伺たまひし情を恨みつゝも、戀心に
忍へたまはずて、其の御子を治養まつる縁に因りて其の
弟玉依毘賣に附けて歌を獻りける、

阿加陀麻波

袁佐閉比迦禮杼

斯良多麻能
岐美何余曾比斯
多布斗久阿理祁理
かれ其の比古遲答へたまひける御歌、

意岐都登理
加毛度久斯麻邇
和賀章泥斯
伊毛波和須禮士
余能許登基登邇

●鵜草葺不合命

故日子穗々手見命は、高千穗宮に、伍佰捌拾歳坐しましき、
御陵は即て其の高千穗山の西のかたに在り、
是の天津日高日子波限建鵜草葺不合命、其の姨玉依毘賣

命ミコトに娶ミヤヒまして、生ウミませる御子ミコ、名ナは五瀬命イツセノミコトツギ次に稻氷命イナヒノミコトツギに御毛沼命ミケノミコトツギ次に若御毛沼命ワカミケノミコトツギ亦マタの名ナは豊御毛沼命トヨミケノミコトツギ亦マタの名ナは神倭伊波禮毘古命カムヤマトイハレヒコノミコトツギ故御毛沼命カレミケノミコトツギは波穗ナミノホを跳フミて、常世國トコヨリノクニに渡ワタり坐マし、稻氷命イナヒノミコトツギは妣ミハの國クニとして、海原ウミノハラに入イリ坐マしき。

● 附 録

左の一編は日本鑛業會誌第三一四號(明治四十四年四月)に所載の處、渡邊博士の承諾を得て茲に附録として掲載す (編者識)

◎ 山神の話

日本鑛業會會長
工 學 博 士 渡 邊 渡

今回本會誌中に叢話の一欄を新設せられたるに付、芽出度祝ふて先づ山の神の話を致しませう、古來全國の鑛山に奉祀してある山神はオホヤマズミノミコト大山祇命、カナヤマヒコノミコト金山彦命及カナヤマヒコヒメノミコト金山彦姫命の三種であります、奥羽地方の諸鑛山、佐渡鑛山、石見大森銀山等はオホヤマズミノミコト大山祇命を山神として祀りますが、九州方面就中、日向、豊後の鑛山では金山彦命又は金山彦姫命

を祀ります、明治四十三年に私が大學教授在職二十五年の祝賀を門弟、學友其他有志の諸君より受けました時に、金山彦命并に金山彦姫命の神像を戴きました、其折文學士荻野仲三郎氏が、山神の事に就て精しく調査せられました結果に據りますれば、大山津見神は山を主宰し、鹿屋野比賣神は野を主宰せらるゝ神の義にして、此二柱の神は廣き意味に於て山野の神として崇むる方至當にして、單に鑛山の神としては金山毘古神并に金山毘賣神を祀る方適當なるべしと結論せられました、(本會誌二八六號鑛山神像の由來參照)、又今より七百年以前、豊後の國主大友能直と云ふ人が、當時の碩學を集めて神代の歴史を編纂せしめ、上古の文字を以て記述せしめた上記と云ふ大著述があります、之を吉良義風と云ふ同國の國學者が鈔譯して、明治十年に刊行致しました上記鈔譯と云ふ書物があります、其中に金山彦命は天の香具山(日向國高千穂にあり)より銅を採り、明立御

影命は高千穂山より鐵を採り、天野糠戸命は道路奥國(磐城、岩代)より白金を採り器物を製し、天照皇大神に獻せりと、其後金山彦姫命の子(某)は陸奥國に鑛山を開くことを記してあります、吉良氏は豊後國尾平鑛山に一の古石碑を傳へ、其面に「カヌヤマコヒメミコト」の十一字を上古の文字にて彫刻しあるを見たりと云ひ、又該地方の鑛山にて新に坑口を開く場合には古老の者豫め以上の文字を岩面に記し置き祭典(釜立の式)を行ひ然る後開鑿を行ふと云へり左れば金山彦命と金山彦姫命を鑛山の神と崇敬するは實際に近きものと思はれます、されど何人も未だ親しく古來の神像を拜したことは聞ませぬ、私は先年日光の奥西澤金山にて一種の神像を拜したるごがあります、これは當初湯元より西澤に通ずる峠の西面の岩窟中に安置して在つたもので、該金山を開くに當り、鑛主高橋源三郎氏が之を金山の山神社に合祀したのであります、此像は銅製の衿羯羅

童子にして、貌容の柔和なるに係らず、左手に小鬼を提げ、右手には三鈷を握りたる、高約七寸の立像であります、裏面には嘉歴三丁卯八月日の文字と願主數人の僧名を鐫刻してあります、嘉歴三年は後醍醐帝の時にて、楠公舉兵より二年前に當り、世大に亂れ、京師にては當時佛像鑄造をするもの甚だ罕であつたさうです、工學博士關野貞氏の鑑定によれば、彫刻の字體に徴して、鎌倉の製作であると云はれました、三鈷は密宗の武器にて、惡鬼を提げたるの意匠は、恰も彼の鐘馗に彷彿たるは頗る面白きことであります、當時日光の嶺々に密宗の僧侶が此種の佛像を排置して、山鬼鎮壓の用に供したるものゝ一ならんと考ふるのであります、此佛像は鑛山の神としては緣故なきが如きも、一般の山神としては參考の價值あるものと信じます、次に私は本月初旬伊豆國に遊び、鑛脈と温泉との關係に就て、少しく取調ぶることがありました、偶々湯ヶ島方面に於て、上

狩野鑛山の山神を拜するの機會を得ましたが、此神像は高約一尺二寸十一面觀世音の木像にて、岩窟中の蓮座(花瓣を缺く)の上に直立せられ、御衣并に蓮座は朱塗り、佛頭には數個の佛面ありて、更に日月の寶冠を戴かれ、胸邊には胸飾りを懸垂せられ、右手は掌を開き前面に垂下せられ、左手には寶瓶を把持せらる、殊に珍奇に絶へざるは顔面、肌、手足其衣裳の一部は眞正の砂金を以て塗り上げたるの一事であります、而も私の鑑定に據れば此砂金は川流より洗採したるものにあらずして、實に金鑛を淘汰して、得たる結晶質の金砂であります、世間一般の佛像は金箔を著け、罕には金砂子を塗りたるものもあらんが、現産地の金砂を塗料としたること眞に山神の山神たる所以にして、決して他處に轉座すべからざる特殊の神像であります、其裏面の中央には『山神彦御』の四字の黒色辛ふじて讀み得べきも、其天地に於る文字は塗料と共に剝離して讀み難し、按ずる

に「金山彦神御像」と記したるものでありませう、又其右邊に本田の二字判明なるも、其下井に左邊の一行讀み難し、本田某は佛像の願主ならんか、此山神に附屬して神籤箱かあります、古銅製にして、高四寸九分直徑一寸五分の圓筒にて、其内部に三本の銅籤が有りまして一、二、三の番號を刻み、其一を振り出す様に出來て居り、筒は平常鍵にて繋ぎ置きたる様に考へられます、此外大久保長安の奉納した鱒口があつたそうでありますが、今は紛失して見えませぬ、賀茂郡の繩地鑛山にも山神の祠趾があります、現今神靈(神像なし)は村社子安神社に合祀してあります、此山神にも同様の鱒口が納めてあつたそう、今は村の共有物として保管してありますが、私は時間の都合上之を目撃するの餘裕がないので遺憾ながら見残しました、全鑛山員の話に據れば、幅一尺二寸許りの青銅製にして、慶長十三年大久保石見守獻納の文字が鑄記してあるそうであります、左

れば當時の伊豆金山奉行(石見銀山、佐渡金山の奉行を兼ね)大久保長安は各金山の山神毎に今種の鱒口を奉納したのでありませう。扱て何故に日光の山神に衿羯羅童子を當嵌め、金山彦命に觀世音を應用したるかど云ふに、是は兩部神道の結果神佛一體にして、日本の諸神と印度の諸佛とを對照し、金山彦神は觀世音を以て本地佛となしたるものならんが。此如き神佛混交は古來鑛山にても均しく行はれたるものにて彼の鑛山釜の口(坑口)は鳥居を表示し、四ツ留の柱は夫れく神佛を象り、先づ左一番の柱は天照皇大神を奉祝し、之を天津柱と稱し、白虎西方の金を司る即ち陽なり、又右一番の柱は八幡大神を奉祝し、國津柱と稱し、立武北方の水を司る即ち陰なり次に左二番の柱は春日大明神を奉祝し、朱雀南方の火を司りて小陽なり、又右二番の柱は大山祇命を奉祝し、青龍東方の木を司りて小陰なり、又中の中央木は國常立命を奉祝し、之を高天原とし、良方

の土を司る、次に左三番の柱は不動明王を奉祝し、右三番の柱は稻荷大明神を奉祝し、左十二番の柱は薬師如来を奉祝す、又釜の口化粧棚には額塚ありて、此内に山神の御札を収容し、又往々化粧木の上に御幣を立る等神佛混交の適例であります。

然れども山神はごこ迄も神道にて總ての祭典儀式等は常に神職の司る處にして決して僧侶を用ふることはありません、否僧侶は死人の取扱者なれば不吉なりとして之を排斥したのである、現に幕府の鑛山定法中に「舖内え出家無用乍去寺院不苦候事」との一ヶ條があります、僧侶は鑛山區域内に寺院を建てることは許可されたるも僧侶が坑内に入出入することは法律上禁止されたものであります。

山神社の維持法としては神荷又は山神鍔ツバ(鍔は金銀鑲の事也)と唱へ、出鑛高の一部を連上と同様に公納せしめ、其代金を以て日常の供物料、神酒料、神職の扶持、社殿の修復等の費用に充てたものであります。(完)

近刊豫告

西川玉壺 述

純正 日本古典論

全一冊
約三百頁

○本書は曩に海軍水交社記事第七卷第四號附録として出版されたる

ものなり。其議論解説の斬新雄大にして幽玄微妙なる又論をまたす。

但し此書非賣品にして且つ殘本無きに至れるを以て、近日再刊廉價を以て一般に頒たんとす。

西川玉壺 述

日韓上古史の裏面

全一冊 約千二百頁

○本書は曩に陸軍偕行社に於て出版したるもの、先づ滿州、及び韓半島の大古史的地理、及び大古人種の移動、分布變遷を闡明し、次に日韓上古史上の真相を絮説し、考據嚴明調査精確を極め日本紀を新羅、百濟本紀の支吾扞格の如き年紀上の錯誤異同を明辨して、近時諸大家の紛々たる愚論を一掃し盡し、宛かも亂雲を披ひて皎月を望むが如し、日韓合邦の成る洵に其故あり、兩邦の人士須らく此書を一讀して以て舊說舊聞の笑ふべき大誤謬如何に通曉し、又最新研究の風趣面目を識得せずんば以て東亞の新光景を好々看破するの一雙眼を開き易からざるべし、本書も又今や殘本既に乏しきを以て更に著者の増補訂正を請ひ近々再版して江湖の渴望に應ぜんとす

明治四十四年七月廿八日印刷

明治四十四年八月一日發行

定價拾五錢



か な 古 事 記

編輯者 伊藤 鑄治
東京府豊多摩郡澁橋町柏木三四七番地

印刷者 熊田 万之助
東京市本郷區湯島五丁目七番地

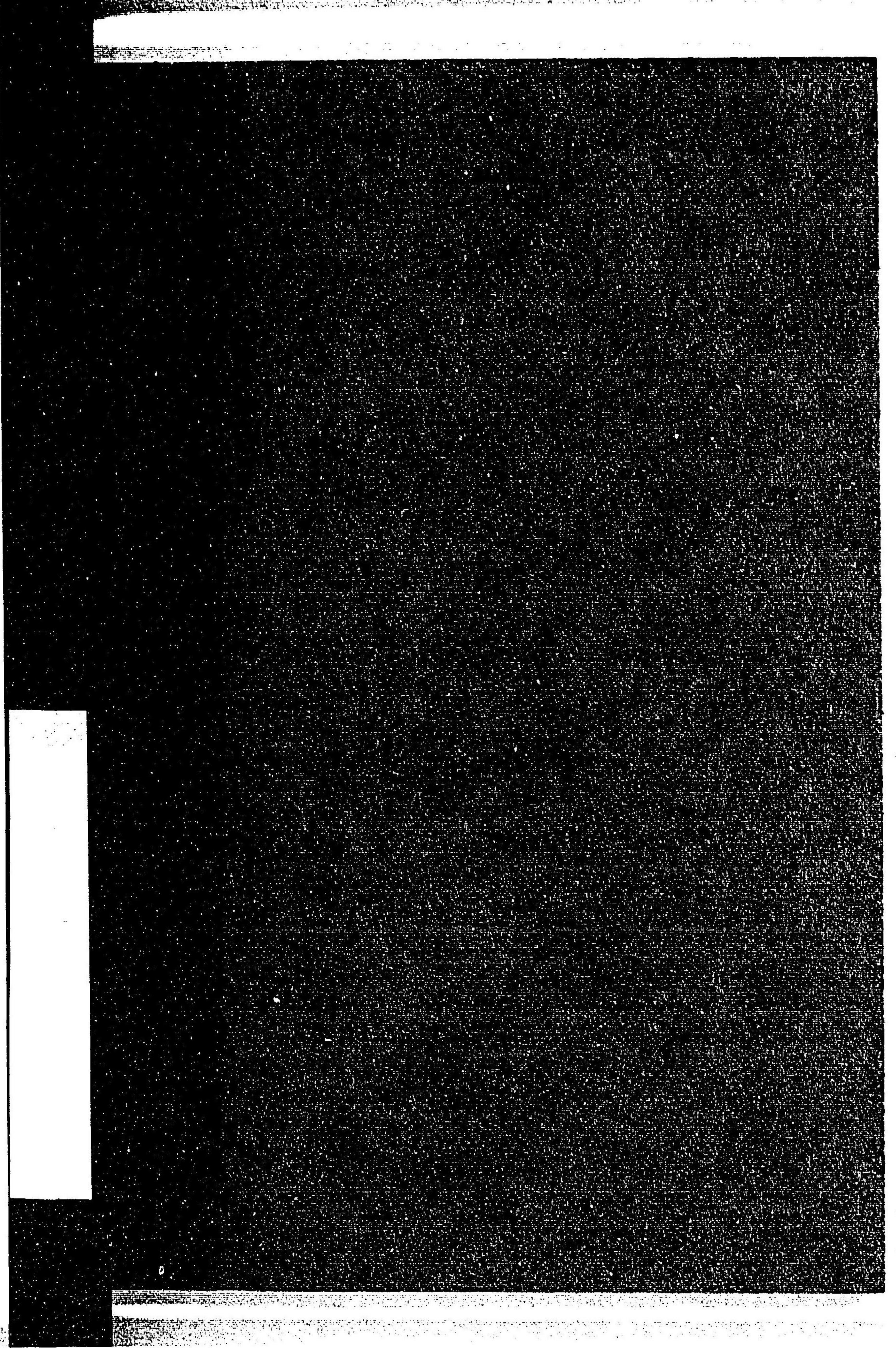
印刷所 熊田印刷所

發行所

賣捌所

東京府澁橋町柏木三四四七番地 興辰商會
振替口座東京一四四四六番
東京市京橋區銀座 電話京橋一七二二番 金櫻堂
二丁目九番地 振替口座東京一三九二番





特61

56

古事記

国立国会図書館

001525-000-4

特61-56

古事記

伊藤 銆治 / 編

M44

ACB-4010

